

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月25日
【中間会計期間】	第44期中（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）
【会社名】	株式会社B B H （旧社名 株式会社ビジネスバンクコンサルティング） BBH CO., LTD.
【英訳名】	（旧英訳名 BUSINESS BANK CONSULTING CO., LTD.） （注）平成19年3月28日開催の第43期定時株主総会の決議により、平成19年7月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田原 弘之
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
【電話番号】	03（3348）8380
【事務連絡者氏名】	執行役員 杉原 均
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
【電話番号】	03（3348）8380
【事務連絡者氏名】	執行役員 杉原 均
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第42期中	第43期中	第44期中	第42期	第43期
会計期間	自平成17年 1月1日 至平成17年 6月30日	自平成18年 1月1日 至平成18年 6月30日	自平成19年 1月1日 至平成19年 6月30日	自平成17年 1月1日 至平成17年 12月31日	自平成18年 1月1日 至平成18年 12月31日
売上高 (千円)	3,288,051	6,949,098	3,342,863	9,183,601	9,712,995
経常利益(△は損失) (千円)	△95,188	2,397,053	△150,180	1,216,066	1,912,538
中間(当期)純利益(△は損失) (千円)	△132,396	94,354	△341,167	13,699	5,063
純資産額 (千円)	948,141	2,733,574	2,083,456	1,416,070	2,806,651
総資産額 (千円)	5,616,038	26,659,947	5,941,846	31,686,699	11,135,694
1株当たり純資産額 (円)	412.68	594.26	217.39	583.71	264.98
1株当たり中間(当期)純利益金額(△は損失) (円)	△56.68	38.89	△70.31	5.91	1.04
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	16.9	5.4	17.8	4.5	11.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△87,259	△1,917	△168,201	20,255	911,204
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△477,151	267,422	△23,514	△1,476,686	64,312
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,227,705	△579,544	△1,074,547	3,790,672	△453,205
現金及び現金同等物の中 間期末(期末)残高 (千円)	1,483,453	2,840,360	1,893,597	3,154,399	3,159,862
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (人)	300 (394)	284 (331)	286 (354)	311 (363)	287 (316)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額につきましては、第42期中については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第42期については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。第43期中及び第43期については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。第44期中については、1株当たり中間純損失であり、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第43期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第42期中	第43期中	第44期中	第42期	第43期
会計期間	自平成17年 1月1日 至平成17年 6月30日	自平成18年 1月1日 至平成18年 6月30日	自平成19年 1月1日 至平成19年 6月30日	自平成17年 1月1日 至平成17年 12月31日	自平成18年 1月1日 至平成18年 12月31日
売上高 (千円)	712,211	542,455	754,953	1,965,588	1,338,397
経常利益(△は損失) (千円)	△69,547	△121,503	△216,512	135,235	△330,777
中間(当期)純利益(△は損失) (千円)	△62,598	△130,623	△124,589	68,934	△455,946
資本金 (千円)	257,800	507,732	507,732	507,732	507,732
発行済株式総数 (千株)	2,337	2,466	4,932	2,466	4,932
純資産額 (千円)	1,012,201	1,266,194	870,062	1,465,567	884,433
総資産額 (千円)	3,389,749	4,486,038	3,635,514	4,967,620	4,716,978
1株当たり純資産額 (円)	440.57	521.93	177.21	604.11	180.17
1株当たり中間(当期)純利益金額(△は損失) (円)	△26.80	△53.84	△25.67	29.73	△93.97
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	10	—
自己資本比率 (%)	29.9	28.2	23.7	29.5	18.5
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	74 (—)	59 (—)	92 (2)	63 (—)	67 (1)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、第42期中については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また第42期については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第43期中、第43期及び第44期中については、1株当たり中間(当期)純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第43期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間における、各部門に係わる主な変更点と主な異動は次のとおりです。

### <コンサルティング事業>

主な事業内容及び主な関係会社の異動はありません。

### <施設運営事業>

主な事業内容及び主な関係会社の異動はありません。

### <債権・不動産投資事業>

当中間連結会計期間において、当該事業を営む株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンの株式を売却し（みなし売却日：平成19年1月31日）、連結の範囲から除外しております。

### <機器販売その他事業>

主な事業内容及び主な関係会社の異動はありません。

## 3【関係会社の状況】

株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンについては、株式の売却により、当中間連結会計期間において連結の範囲から除外しております。また、当該売却により、同社グループにおいて当社が連結子会社、持分法適用非連結子会社及び非連結子会社としておりました41社についても連結の範囲から除外しております。なお、同社及び同社グループ会社については、みなし売却日を平成19年1月31日としているため、損益計算書については平成19年1月1日より平成19年1月31日まで連結し、貸借対照表については連結していません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成19年6月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）	
コンサルティング事業	100	(3)
施設運営事業	186	(351)
債権・不動産投資事業	—	(—)
機器販売その他事業	—	(—)
合計	286	(354)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者の平均人員数を( )に外数で記載しております。
2. 前連結会計年度末に比べコンサルティング事業の従業員25人、臨時雇用者が1人増加いたしましたのは、コンサルティング事業の拡大を目的とした積極的採用のためであります。
3. 前連結会計年度末に比べ債権・不動産投資事業の従業員が21人減少いたしましたのは、債権・不動産投資事業を営む株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンの株式を売却したことにより、当中間連結会計期間において連結の範囲から除外しているためであります。

### (2) 提出会社の状況

平成19年6月30日現在

従業員数（人）	92	(2)
---------	----	-----

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者の平均人員数を( )に外数で記載しております。
2. 前連結会計年度末に比べ従業員が25人、臨時雇用者が1人増加いたしましたのは、コンサルティング事業の拡大を目的とした積極的採用のためであります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済を概観いたしますと、原油価格、原材料価格の高騰の影響を受けたものの、好調な企業業績を背景として、設備投資の増加、雇用の拡大など景気は緩やかながら回復基調で推移いたしました。

当社グループの主力事業であるコンサルティング事業は、システムコンサルティング分野では企業の情報化投資が拡大傾向にあり、受注額・受注単価の伸びも一部に見られるものの、全体としては企業の厳しいコスト意識の影響もあり、緩やかな伸長となっております。

ビジネスコンサルティング(従前は「業務コンサルティング」と表記。以下同じ。)は、平成21年度の日本版S O X法の施行を控え、J - S O X対応支援コンサルティングが好調に推移しております。

コーポレートアドバイザーサービスは、M&A・企業再生コンサルティングや投資事業組合の運営業務を中心に、より充実したサービスの提供に努め、順調に推移しております。

また、施設運営事業は、当中間連結会計期間におきましても全体として順調な経営状態を堅持しております。

債権・不動産投資事業につきましては、当中間連結会計期間において、当社の保有する当該事業を営む子会社の株式を売却(みなし売却日:平成19年1月31日)しております。これにより当社個別業績において、子会社株式の売却益が5億円計上されたこと、また当社グループとしては、同社の経営成績に関する連結対象期間が1ヶ月のみとなり、当中間連結会計期間の業績、業績見込等に大きく影響していません。

また、当中間連結会計期間末において、当社の投資先企業の有価証券の時価の著しい下落等による投資有価証券評価損314百万円、営業債権に対する回収可能性の下落による貸倒引当金を53百万円等を特別損失として計上するなど、外部要因による影響を多分に受けました。

これらの結果、当中間連結会計期間の業績につきましては連結売上高3,342百万円(前年同期比51.9%減)、連結営業損失142百万円(前年同期は連結営業利益2,567百万円)、連結経常損失150百万円(前年同期は連結経常利益2,397百万円)、連結当期純損失341百万円(前年同期は連結中間純利益94百万円)となっております。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

#### (コンサルティング事業)

ERPを中心とするシステムコンサルティングは、会計・人事を中心とした専門知識とITソリューションを融合させたサービスを提供し、競争力の強化を図ると共に引き続き顧客企業の信頼を得るべく戦略的立案からシステム構築、運用までのシームレスなサービスの提供に努め、堅実な受注を維持しております。

また、ビジネスコンサルティングにおいて前連結会計年度から本格的なサービス提供を開始いたしましたJ - S O X対応支援コンサルティングは、平成21年度に日本版S O X法の施行が予定されていることもあり、その需要の増大に伴い順調に規模を拡大しております。

総合人材育成アウトソーシングサービス(以下、B L Bと称します。)は、顧客企業の継続的な教育に関する需要により、堅実な受注を維持しております。

コーポレートアドバイザーサービスにおいては、M&A・企業再生コンサルティングとして前連結会計年度に着手した大型事業再生案件が収束に向けて進行しております。新規案件も順調に獲得し、次の事業展開の拡大に向けて営業活動を推進しております。

しかしながら、コンサルティング事業におきましては、売上高を843百万円(前年同期比21.6%増)と伸長したものの、人材の確保の遅れによる外注依存、グループ管理コストなど販売費及び一般管理費の増大などの要因により、営業損失183百万円(前年同期は営業損失222百万円)となっております。

#### (施設運営事業)

当社連結子会社である株式会社中野サンプラザ及び株式会社ソフトハウス、また持分法適用関連会社である株式会社まちづくり中野21により、施設運営事業を行っております。当該事業の業績は、株式会社中野サンプラザにおける黒字基調が安定化しているものの、一部に伸び悩みが見られ、売上高は2,445百万円(前年同期比3.3%減)、営業利益70百万円(同42.6%減)となっております。

(債権・不動産投資事業)

株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン及び傘下関連会社41社は債権・不動産投資事業を行っていましたが、当社は平成19年4月27日、当社保有の同社全株式を売却しております。同社の売却に関しましては、みなし売却日が平成19年1月31日であり、当連結会計年度期首からみなし売却日までの1ヶ月間を連結対象としており、売上高43百万円、営業損失29百万円となっております。

(機器販売その他事業)

当社グループは、コンサルティング事業において付随的に発生いたします機器販売等の事業を行っております。当中間連結会計期間の売上高は9百万円(前年同期比11.7%増)、営業利益99万円(同72.6%減)となっております。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物は、法人税等の還付や投資有価証券の売却による収入があったものの、税金等調整前中間純損失が266百万円であり、長期借入金の返済、投資有価証券の取得による支出が発生したこと、及び当社子会社でありました株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン株式を売却したことによる影響等により、前中間連結会計期間末に比べ946百万円減少しました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券評価損314百万円を計上した一方、(株)ユニファイド・キャピタル・ジャパンの株式売却益285百万円、税金等調整前中間純損失266百万円、仕入れ債務の減少109百万円等により、全体として168百万円の減少となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の解約による収入380百万円、投資有価証券の売却による収入766百万円を計上した一方、連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出215百万円、無形固定資産の取得による支出72百万円、投資有価証券の取得による支出855百万円等により、全体として23百万円の減少となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金返済による支出947百万円及び短期借入金の減少136百万円があったこと等により、全体として1,074百万円の減少となりました。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前年同期比 (%)
コンサルティング事業 (千円)	648,249	98.5
合計 (千円)	648,249	98.5

(注) 1. 金額は売上原価によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 商品仕入実績

当中間連結会計期間の機器類仕入実績は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前年同期比 (%)
機器販売その他事業 (千円)	8,561	158.0
合計 (千円)	8,561	158.0

(注) 1. 金額は仕入価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 受注状況

当中間連結会計期間の受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

区分	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
コンサルティング事業	798,506	115.9	156,500	73.9
機器販売その他事業	9,551	111.7	—	—
合計	808,058	115.9	156,500	73.9

(注) 1. 上記の金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (4) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前年同期比 (%)
コンサルティング事業 (千円)	843,599	121.6
施設運営事業 (千円)	2,445,849	96.7
債権・不動産投資事業 (千円)	43,863	1.2
機器販売その他事業 (千円)	9,551	111.7
合計 (千円)	3,342,863	48.1

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 債権・不動産投資事業の減少は、平成19年4月に債権・不動産投資事業を営む(株)ユニファイド・キャピタル・ジャパンの全株式を売却し、1月までの実績のみを反映しているためであります。

#### (5) 投資の状況

当中間連結会計期間のコンサルティング事業における営業投資有価証券に係る投資状況は、次のとおりであります。

##### ①投資実行額

証券種類	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	
	金額 (千円)	会社数 (社)
株式	2,250	1
新株予約権	—	—
合計	2,250	1

##### ②投資残高

証券種類	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	
	金額 (千円)	会社数 (社)
株式	30,000	1
新株予約権	0	1
合計	30,000	2

(注) 金額は未上場株式及び新株予約権は取得原価、上場株式は時価によっております。

##### ③投資先企業の公開状況

当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日) において上場した投資先はありません。

### 3 【対処すべき課題】

当社は平成19年3月28日開催の定時株主総会におきまして、純粋持株会社化が可決されており、平成19年7月2日をもって、純粋持株会社体制に移行いたしました。

当社グループは、コンサルティング事業を主力事業と位置づけ、人材の育成と利益率の向上などを目標とし、収益の獲得に努めてまいります。

当社は純粋持株会社として、事業子会社群の管理運営に特化し、各事業セグメントにおける問題点の抽出と解決、当社グループの経営資源の最適化及びシナジーを構築すること等を通じグループ全体の経営の効率化を目指すとともに、当社グループ全体のリスクマネジメント及びコンプライアンスの一層の強化にも注力してまいります。

また、当社は当社グループ各社の人材について継続的な教育やキャリアパスの構築などのキャリア支援を行い、優秀な人材を適正に評価する基盤を構築することで、優秀な人材が集まる会社となることを目指してまいります。

### 4 【経営上の重要な契約等】

純粋持株会社制導入に伴う会社分割及び商号変更について

当社は平成19年7月2日をもって、当社のコンサルティング事業を分社化し、当社の100%子会社（新会社商号「株式会社ジェクシードコンサルティング」）といたしました。当社は純粋持株会社として、事業子会社群の管理運営に特化し、当社グループ全体の経営の効率化を図り、各事業セグメントにおける問題点の抽出と解決、当社グループの経営資源の最適化及びシナジーの構築を図るために、会社分割による純粋持株会社体制に移行することとし、平成19年3月28日開催の当社定時株主総会におきまして、新設分割計画書の承認を受けました。新設分割計画の概要につきましては、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」及び「第5 経理の状況 2 中間財務諸表等 (1) 中間財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

また、当社は純粋持株会社への移行に伴い、平成19年7月1日より商号を株式会社B B Hと商号変更いたしております。

### 5 【研究開発活動】

当中間連結会計期間において、特記すべき研究開発活動はございません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当中間連結会計期間において、当社のコンサルティング事業、機器販売その他事業の社内システムとして、無形固定資産81,430千円を計上しております。

事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
			建物	車両運搬具	工具器具 備品	無形固定 資産(注)2	合計	
本社 (東京都新宿区)	コンサルティング事業 機器販売その他事業	ソフトウェア	—	—	—	81,430	81,430	92(2)

(注) 1. 上記金額に消費税等は含まれておりません。

2. 市場販売目的のソフトウェアにつきましては含んでおりません。

3. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して行っております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に行っております。

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,700,000
計	18,700,000

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年9月25日)	上場証券取引所名	内容
普通株式	4,932,000	4,932,000	ジャスダック証券取引所	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	4,932,000	4,932,000	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年9月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権及び新株予約権付社債の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

(イ) 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成18年3月30日定時株主総会決議 平成18年3月31日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	480,400	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	480,400(注)3	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,494(注)3	—
新株予約権の行使期間	自 平成18年4月10日 至 平成28年3月29日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 2,494(注)3 1株当たり資本組入額 1,247(注)3	—
新株予約権の行使の条件	(注)1	—
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

②平成18年3月30日定時株主総会決議 平成18年3月31日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	17,600	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,600(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,494(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年4月10日 至 平成28年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 2,494(注)3 1株当たり資本組入額 1,247(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払い込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. ①新株予約権者のうち、当社及び当社子会社の役員、従業員は、権利行使時において当社または当社の子会社の役員および使用人の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。新株予約権者のうち、顧問等については、権利行使時においても同様の地位であることを要します。ただし、取締役会が承認した場合はこの限りではありません。

②新株予約権者は、権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産宣告を受けていないこと、法令ならびに当社または当社の子会社の内部規律に違反する行為がないことを要します。

2. ①新株予約権の譲渡、質入その他の処分をすることができないものとしております。

②新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとしております。

3. 平成18年4月14日開催の取締役会決議により、平成18年6月30日を割当基準日とし、平成18年7月1日を効力発生日として、普通株式1株を2株の割合にて分割しており、平成18年7月1日以降「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を下記の算式により調整しております。

①株式数の調整

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、株式分割または株式併合を行った時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

②払込金額の調整

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権による権利行使の場合を除く）または自己株式を処分する場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社が資本の減少、合併または株式分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、資本の減少、合併、または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとします。

4. 提出日の前月末現在、子会社の取締役1名の辞任により、(イ)①の新株予約権は消滅しております。

(ロ) 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成18年10月27日取締役会決議 第2回新株予約権

	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	3,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300,000(注)1	306,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	93,500(注)1	91,500(注)1
新株予約権の行使期間	自平成18年12月1日 至平成19年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 969.13(注)1 1株当たり資本組入額 485(注)1	1株当たり発行価格 948.4(注)1 1株当たり資本組入額 475(注)1
新株予約権の行使の条件	①本新株予約権の行使は1新株予約権単位(新株予約権1個)で行うものとし、各新株予約権の一部行使はできない。 ②権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株(会社が単元株制度を採用した場合には1単元の株式数)未満の部分については、株式は割当てられないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」は100株とする。)

①株式数の調整

割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。当社が行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

②払込金額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

②平成19年7月19日取締役会決議 第3回新株予約権

	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	—	320
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	1,600,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1,190,000(注)2
新株予約権の行使期間	—	自平成19年8月6日 至平成21年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	1株当たり発行価格 253.91(注)2 1株当たり資本組入額 127(注)2
新株予約権の行使の条件	—	①本新株予約権の行使は1新株予約権単位(新株予約権1個)で行うものとし、各新株予約権の一部行使はできない。 ②権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数でなければならない。1株未満の部分については、株式は割当てられないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	—	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)1

- (注) 1. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」欄に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
  - (5) 新株予約権の権利行使期間  
前記「新株予約権の行使期間」欄に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」欄に定める権利行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (7) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄に準じて決定する。
  - (8) 新株予約権の取得事由
    - ① 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併及び株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合には、当該効力発生日以前に残存する本新株予約権の全部を、新株予約権1個につきその払込金額と同額を対価として支払うことにより、取得することができるものとする。
    - ② 当社は、取締役会が本新株予約権を取得することを決議した場合は、割当先の承諾を得ることを条件に、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに通知又は、公告をしたうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権1個につ

きその払込金額と同額を対価として支払うことにより、取得することができるものとする。

2. 本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「割当株式数」は5,000株とする。）

①株式数の調整

割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

当社が行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

②払込金額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(ハ) 新株予約権付社債は、次のとおりであります。

①平成18年7月10日取締役会決議

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債		
	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	600,000	—
新株予約権の数(個)	24	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	508,700(注)1	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1179.3(注)2	—
新株予約権の行使期間	自平成18年7月27日 至平成21年7月11日(注)3	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 1179.3(注)4 1株当たり資本組入額 590	—
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとします。	—
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできないものとします。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額で除した数とします。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。また本新株予約権の行使により単元未満株式(1単元の株式の数は100株)が発生する場合、会社法第192条に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算します。なお、転換価額が調整される場合には、かかる調整後の金額を指すものとする。

2. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の払込金額と同額とするものとする。

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整するものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 平成18年7月27日から平成21年7月11日までの間いつでも本新株予約権を行使することができるものとします。但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、②本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、所定の償還請求書及び当該本新株予約権付社債券が償還金支払場所(株式会社B B H 管理本部)に預託されたときまで、また③期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする上記のいずれの場合も、平成21年7月11日より後に本新株予約権を行使することはできないものとする。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の資本組入額は、当社普通株式1株の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

5. 平成19年7月19日開催の取締役会において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還をすることを決議し、平成19年8月1日をもって全額繰上償還しております。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債		
	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	500,000	同左
新株予約権の数(個)	20	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	653,500(注)1	667,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり765(注)2	1株当たり748.7(注)2
新株予約権の行使期間	自平成18年11月14日 至平成21年10月29日(注)3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 765(注)4 1株当たり資本組入額 383	1株当たり発行価格 748.7(注)4 1株当たり資本組入額 375
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとします。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできないものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額で除した数とします。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。また本新株予約権の行使により単元未満株式(1単元の株式の数は100株)が発生する場合、会社法第192条に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算します。なお、転換価額が調整される場合には、かかる調整後の金額を指すものとする。

2. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の払込金額と同額とするものとする。

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整するものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 平成18年11月14日から平成21年10月29日までの間いつでも本新株予約権を行使することができるものとします。但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、②本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、所定の償還請求書及び当該本新株予約権付社債券が償還金支払場所(株式会社B B H 管理本部)に預託されたときまで、また③期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする上記のいずれの場合も、平成21年10月29日より後に本新株予約権を行使することはできないものとする。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切上げるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年1月1日～ 平成19年6月30日	—	4,932,000	—	507,732	—	513,182

(5) 【大株主の状況】

平成19年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合 (%)
大島 一成	東京都中野区	1,700.5	34.5
株式会社アーティストハウスホールディ ングス	東京都渋谷区渋谷3-27-11	257.0	5.2
寺島 順子	千葉県野田市	139.5	2.8
エヌ・エス・アール株式会社	東京都中央区銀座7-13-10 日本興亜銀座ビル9F	117.5	2.4
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	103.3	2.0
小山田 壮権	東京都練馬区	95.0	1.9
株式会社サンテパール	東京都千代田区六番町11-3 エクサス六番町201	76.8	1.6
豊田 一雄	栃木県那須塩原市	72.0	1.5
大和証券株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4	62.4	1.3
有限会社エムシーエヌ	広島県広島市西区草津港1-9-30	52.8	1.1
計	—	2,676.8	54.3

(注) 上記のほか、自己株式が80千株あります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 80,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,851,600	48,516	同上
単元未満株式	普通株式 400	—	—
発行済株式総数	4,932,000	—	—
総株主の議決権	—	48,516	—

② 【自己株式等】

平成19年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社ビジネスバンクコンサルティング	東京都新宿区西新宿1-25-1	80,000	—	80,000	1.62
計	—	80,000	—	80,000	1.62

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高 (円)	695	617	489	425	402	395
最低 (円)	551	440	319	355	318	236

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものです。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

前中間連結会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

前中間会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)の中間財務諸表並びに当中間連結会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)の中間財務諸表について、大有ゼネラル監査法人により中間監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金	※2	4,613,941		2,089,773		3,720,589	
2. 売掛金		439,067		614,390		649,757	
3. 営業投資有価証券		432,315		30,000		325,536	
4. たな卸資産	※2	8,247,971		33,099		1,733,888	
5. 購入債権	※2	9,311,707		—		345,650	
6. 未収入金		—		709,027		33,686	
7. その他		377,590		199,361		316,462	
貸倒引当金		△229,775		△83,987		△229,047	
流動資産合計		23,192,817	87.0	3,591,663	60.4	6,896,525	61.9
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1,2						
(1) 土地		412,047		412,047		412,047	
(2) その他		331,578	743,625	308,504	720,552	347,808	759,856
2. 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		212,671		205,179		180,947	
(2) 連結調整勘定		1,179,407		—		—	
(3) のれん		—		—		1,035,917	
(4) その他		42,717	1,434,797	6,143	211,323	34,266	1,251,131
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	※2	786,705		1,041,085		1,676,126	
(2) 敷金及び保証金		352,914		314,692		349,162	
(3) その他		151,016		64,651		206,024	
貸倒引当金		△1,930	1,288,706	△2,122	1,418,307	△3,130	2,228,182
固定資産合計		3,467,129	13.0	2,350,182	39.6	4,239,169	38.1
資産合計		26,659,947	100.0	5,941,846	100.0	11,135,694	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 買掛金		191,320		166,965		276,791	
2. 短期借入金		670,000		212,500		399,000	
3. 一年以内返済予定の 長期借入金	※2	568,488		271,848		643,488	
4. 未払法人税等		217,320		13,750		420,730	
5. 賞与引当金		34,837		19,573		28,912	
6. その他		892,989		464,921		870,224	
流動負債合計		2,574,955	9.7	1,149,558	19.3	2,639,147	23.7
II 固定負債							
1. 社債		700,000		1,800,000		1,800,000	
2. 長期借入金	※2	11,522,936		696,464		2,984,388	
3. 匿名組合出資預り金		8,023,245		—		588,813	
4. 退職給付引当金		38,290		48,813		42,491	
5. 連結調整勘定		167,475		—		—	
6. 負ののれん		—		63,214		185,164	
7. その他		899,469		100,338		89,037	
固定負債合計		21,351,417	80.1	2,708,830	45.6	5,689,895	51.1
負債合計		23,926,373	89.8	3,858,389	64.9	8,329,043	74.8
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		507,732	1.9	507,732	8.5	507,732	4.6
2. 資本剰余金		513,182	1.9	513,182	8.6	513,182	4.6
3. 利益剰余金		520,340	2.0	89,881	1.5	431,049	3.8
4. 自己株式		△57,160	△0.2	△57,160	△0.9	△57,160	△0.5
株主資本合計		1,484,095	5.6	1,053,636	17.7	1,394,804	12.5
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券 評価差額金		△42,420	△0.2	1,121	0.0	△109,098	△1.0
評価・換算差額等合計		△42,420	△0.2	1,121	0.0	△109,098	△1.0
III 新株予約権		—	—	10,239	0.2	10,239	0.1
IV 少数株主持分		1,291,898	4.8	1,018,459	17.1	1,510,706	13.6
純資産合計		2,733,574	10.2	2,083,456	35.1	2,806,651	25.2
負債純資産合計		26,659,947	100.0	5,941,846	100.0	11,135,694	100.0

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
I 売上高	※1		6,949,098	100.0		3,342,863	100.0		9,712,995	100.0
II 売上原価	※1		3,221,963	46.4		2,707,943	81.0		5,672,031	58.4
売上総利益			3,727,134	53.6		634,920	19.0		4,040,964	41.6
III 販売費及び一般管理費	※2		1,159,372	16.7		777,267	23.3		2,116,939	21.8
営業利益 (△損失)			2,567,762	36.9		△142,346	△4.3		1,924,024	19.8
IV 営業外収益										
1. 連結調整勘定償却額		11,829			—			—		
2. 負ののれん償却額		—			13,739			43,242		
3. 自動販売機受取 手数料		3,654			3,827			7,929		
4. 受取協賛金		8,290			—			—		
5. テナント収入		—			9,285			16,580		
6. 持分法による投資利 益		—			20			26,028		
7. その他		14,212	37,986	0.6	6,644	33,518	1.0	21,613	115,395	1.2
V 営業外費用										
1. 支払利息		204,615			32,658			92,374		
2. その他		4,080	208,695	3.0	8,693	41,351	1.2	34,506	126,881	1.3
経常利益 (△損失)			2,397,053	34.5		△150,180	△4.5		1,912,538	19.7
VI 特別利益										
1. 固定資産売却益	※3	244			—			327		
2. 子会社株式売却益	※4	153,426			285,835			153,426		
3. 貸倒引当金戻入益		—			—			50		
4. 賞与引当金戻入益		—			6,073			2,909		
5. 前期損益修正益		—	153,671	2.2	—	291,909	8.7	3,616	160,329	1.6
VII 特別損失										
1. 固定資産除却損	※5	27,464			23,787			27,464		
2. 固定資産売却損	※6	1,544			—			1,544		
3. ソフトウェア臨時償 却費	※7	—			10,796			54,419		
4. 投資有価証券評価損	※8	—			314,889			—		
5. 貸倒引当金繰入額	※9	—			53,042			—		
6. 前期損益修正損		—	29,009	0.4	—	402,515	12.0	75,000	158,428	1.6
匿名組合損益分配前 税金等調整前中間 (当 期) 純利益 (△損失)			2,521,715	36.3		△260,786	△7.8		1,914,439	19.7
匿名組合損益分配金			1,993,045	28.7		5,252	0.2		926,510	9.5
税金等調整前中間 (当 期) 純利益 (△損失)			528,670	7.6		△266,038	△8.0		987,928	10.2
法人税、住民税及び 事業税		237,950			39,676			619,078		
法人税等調整額		24,577	262,528	3.8	12,688	52,365	1.5	△26,807	592,270	6.1
少数株主利益			171,786	2.5		22,763	0.7		390,594	4.0
中間 (当期) 純利益 (△損失)			94,354	1.3		△341,167	△10.2		5,063	0.1

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成17年12月31日残高（千円）	507,732	513,182	450,246	△57,160	1,414,001
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△24,260		△24,260
中間純利益			94,354		94,354
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）	—	—	70,094	—	70,094
平成18年6月30日残高（千円）	507,732	513,182	520,340	△57,160	1,484,095

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
平成17年12月31日残高（千円）	2,069	2,069	1,234,801	2,650,872
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当				△24,260
中間純利益				94,354
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	△44,489	△44,489	57,096	12,606
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）	△44,489	△44,489	57,096	82,701
平成18年6月30日残高（千円）	△42,420	△42,420	1,291,898	2,733,574

当中間連結会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年12月31日残高（千円）	507,732	513,182	431,049	△57,160	1,394,804
中間連結会計期間中の変動額					
中間純利益			△341,167		△341,167
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）	—	—	△341,167	—	△341,167
平成19年6月30日残高（千円）	507,732	513,182	89,881	△57,160	1,053,636

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計			
平成18年12月31日残高（千円）	△109,098	△109,098	10,239	1,510,706	2,806,651
中間連結会計期間中の変動額					
中間純利益					△341,167
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	110,219	110,219	—	△492,246	△382,026
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）	110,219	110,219	—	△492,246	△723,194
平成19年6月30日残高（千円）	1,121	1,121	10,239	1,018,459	2,083,456

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成17年12月31日残高（千円）	507,732	513,182	450,246	△57,160	1,414,001
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△24,260		△24,260
当期純利益			5,063		5,063
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計（千円）	－	－	△19,196	－	△19,196
平成18年12月31日残高（千円）	507,732	513,182	431,049	△57,160	1,394,804

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計			
平成17年12月31日残高（千円）	2,069	2,069	－	1,234,801	2,650,872
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△24,260
当期純利益					5,063
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△111,167	△111,167	10,239	275,904	174,975
連結会計年度中の変動額合計（千円）	△111,167	△111,167	10,239	275,904	155,778
平成18年12月31日残高（千円）	△109,098	△109,098	10,239	1,510,706	2,806,651

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期) 純利益 (△損失)		528,670	△266,038	987,928
減価償却費		131,351	63,179	160,231
ソフトウェア臨時償却費		—	10,796	54,419
社債発行費		—	—	6,445
連結調整勘定償却額		124,006	—	—
のれん及び負ののれん償却額		—	10,175	245,164
投資有価証券評価損		—	314,889	—
保険差損		—	2,825	—
貸倒引当金の増加額		1,977	55,290	2,449
賞与引当金の増加額 (△減少額)		△13,380	5,668	△19,305
退職給付引当金の増加額		3,765	6,321	7,966
受取利息及び配当金		△519	△2,991	△4,527
持分法による投資利益		—	△20	△26,028
支払利息		204,615	32,658	92,374
固定資産除却損		21,988	23,787	27,464
固定資産売却損		—	—	1,544
固定資産売却益		—	—	△327
子会社株式売却益		△153,426	△285,835	△153,426
売上債権の減少額		502,579	34,814	291,888
購入債権の減少額		7,451,024	1,738	2,229,194
たな卸資産の減少額 (△増加額)		△2,832,011	6,843	△1,668,346
仕入債務の増加額 (△減少額)		△47,162	△109,826	38,308
使途制限普通預金の増加額		△841,227	—	—
営業投資有価証券の増加額		△282,660	—	△287,983
未収入金の減少額		121,446	12,732	—
前渡金の減少額 (△増加額)		△65,443	5,628	—
前受金の増加額		232,075	24,145	—
預り金の増加額 (△減少額)		△205,426	△947	38,422
預り保証金の増加額		447,440	—	94,960
未払費用の増加額 (△減少額)		△58,351	△16,853	42,711
未払金の増加額		49,208	6,073	53,810
匿名組合出資預り金の増加額 (△ 減少額)		△2,773,230	6,057	△1,861,058
匿名組合営業者借入金の増加額 (△減少額)		△2,078,305	—	1,612,500
投資有価証券の増加額		—	—	△521,988
その他		△60,887	786	△5,186
小計		408,114	△58,100	1,439,605
利息及び配当金の受取額		2,114	3,539	5,371
利息の支払額		△194,136	△37,731	△108,549
法人税等の支払額		△224,283	△103,837	△431,495
法人税等の還付額		6,272	27,928	6,272
営業活動によるキャッシュ・フロー		△1,917	△168,201	911,204

		前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△119,328	△54,136	△164,729
有形固定資産の売却による収入		2,830	—	2,830
無形固定資産の取得による支出		△81,144	△72,112	△126,241
投資有価証券の取得による支出		—	△855,077	—
投資有価証券の売却による収入		5,500	766,860	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入 (△支出)		192,928	△215,973	192,928
敷金及び保証金の差入による支出		△40,138	△1,949	△47,637
敷金及び保証金の返還による収入		200,839	332	35,673
定期預金の解約による収入		—	380,000	—
短期貸付による支出		△5,000	—	△455,000
短期貸付の回収による収入		100,000	—	550,000
長期貸付による支出		—	—	△13,600
長期貸付の回収による収入		20,000	—	86,641
担保に供している預金の増加による支出		△1,695	△12,440	△1,706
保険積立金の返還による収入		—	31,454	—
特定目的会社に対する出資による支出		△3,200	—	—
その他		△4,168	9,527	5,153
投資活動によるキャッシュ・フロー		267,422	△23,514	64,312
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の増減額		△274,000	△136,500	△395,000
長期借入による収入		20,000	10,000	20,000
長期借入金の返済による支出		△302,192	△947,864	△1,157,624
社債の発行による収入		—	—	1,093,555
新株予約権発行による収入		—	—	9,338
配当金の支払による支出		△23,351	△183	△23,475
財務活動によるキャッシュ・フロー		△579,544	△1,074,547	△453,205
IV 現金及び現金同等物の増減額		△314,039	△1,266,264	522,310
V 現金及び現金同等物の期首残高		3,154,399	3,159,862	3,154,399
VI 連結範囲の変更に伴う現金及び預金同等物の減少額		—	—	△516,847
VII 現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高	※1	2,840,360	1,893,597	3,159,862

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 42社 連結子会社名                      (株)B. B. インキュベーション                      (株)B. B. インベストメント                      (株)中野サンブラザ                      (株)ソフトハウス                      (株)ユニファイド・キャピタル・ジャパン                      (株)オークツリー・インベストメント                      MTインベストメント(株)                      UC J債権回収(株)                      (有)ケイ・ティール・インベストメント                      (有)マークス                      (有)ユー・シー・ジェー                      (有)オルフェウス・キャピタル                      (有)レジェンド・インベストメント                      (有)エル・エイチ・アイ                      (有)ビー・ヴィー・インベストメント                      (有)アール・エイチ・インベストメント                      (有)ナミキ・インベストメント                      (有)ファイブウェスト・インベストメント                      (有)ビー・シー・エイチ                      (有)デルマー                      (有)ビーコン・インベストメント                      (有)パセオ・インベストメント                      (有)アイビー・キャピタル                      (有)バレッタ・インベストメント                      (有)コーテン・インベストメント                      (有)E・A・キャピタル                      (有)S・K・キャピタル                      他15社                      (株)メディカルネットバンクについては、株式の売却により、当中間連結会計期間において連結の範囲から除外しております。                      なお、同社については、みなし売却日を平成18年3月31日としているため、損益計算書については平成18年1月1日より平成18年3月31日まで連結し、貸借対照表については連結していません。                      また、当社連結子会社の(株)ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、当中間連結会計期間において新たに(有)コーテン・インベストメント、(有)E・A・キャピタル、(有)S・K・キャピタル他4社のファンド等を組成しており、当社はこれら7社を新たに連結の範囲に含めております。                      また、(株)B. B. インベストメントは、新規設立により、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を当中間連結会計期間末としているため、貸借対照表のみ連結してあります。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 3社 連結子会社名                      (株)ビジネスバンクパートナーズ                      (株)中野サンブラザ                      (株)ソフトハウス                      (株)ユニファイド・キャピタル・ジャパンについては、株式の売却により、当中間連結会計期間において連結の範囲から除外しております。また、同社の株式の売却により、以下の会社を連結の範囲から除外しております。                      (株)オークツリー・インベストメント                      UC J債権回収(株)                      MTインベストメント(株)                      (有)ケイ・ティール・インベストメント                      (有)マークス                      (有)ユー・シー・ジェー                      (有)オルフェウス・キャピタル                      (有)エル・エイチ・アイ                      (有)ビー・ヴィー・インベストメント                      (有)ナミキ・インベストメント                      (有)ファイブウェスト・インベストメント                      (有)ビー・シー・エイチ                      (有)バレッタ・インベストメント                      なお、(株)ユニファイド・キャピタル・ジャパンについては、みなし売却日を平成19年1月31日としているため、同社グループの損益計算書については平成19年1月1日より平成19年1月31日まで連結し、貸借対照表については連結していません。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 17社 連結子会社名                      (株)ビジネスバンクパートナーズ                      (株)中野サンブラザ                      (株)ソフトハウス                      (株)ユニファイド・キャピタル・ジャパン                      (株)オークツリー・インベストメント                      UC J債権回収(株)                      MTインベストメント(株)                      (有)ケイ・ティール・インベストメント                      (有)マークス                      (有)ユー・シー・ジェー                      (有)オルフェウス・キャピタル                      (有)エル・エイチ・アイ                      (有)ビー・ヴィー・インベストメント                      (有)ナミキ・インベストメント                      (有)ファイブウェスト・インベストメント                      (有)ビー・シー・エイチ                      (有)バレッタ・インベストメント                      (株)メディカルネットバンクについては、株式の売却により、当連結会計年度において連結の範囲から除外しております。                      なお、同社については、みなし売却日を平成18年3月31日としているため、損益計算書については平成18年1月1日より平成18年3月31日まで連結してあります。                      また、(株)B. B. インベストメントは、新規設立により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を平成18年6月30日としてあります。                      (株)B. B. インキュベーションと(株)B. B. インベストメントは、平成18年12月15日において合併し、(株)ビジネスバンクパートナーズに商号を変更してあります。                      当連結会計年度より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号 平成18年9月8日)を適用してあります。これにより、(有)レジェンド・インベストメント、(有)アール・エイチ・インベストメント、(有)デルマー、(有)ビーコン・インベストメント、(有)パセオ・インベストメント、(有)アイビー・キャピタル、他6社につきましては連結子会社の範囲から除外してあります。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
	<p>(2) 非連結子会社の名称等 株式会社オンエアー (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>(2) 非連結子会社の数 3社 会社名 ㈱オンエアー 春日電機再生投資事業有限責任組合1号 春日電機再生投資事業有限責任組合2号 (連結の範囲から除いた理由) ㈱オンエアーは小規模であり、総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。 春日電機再生投資事業有限責任組合1号、春日電機再生投資事業有限責任組合2号は、当中間連結会計期間において新たに設立しておりますが、短期保有目的であり、かつ、総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。 なお、㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンの株式を売却したことにより、以下の会社を非連結子会社の範囲から除外しております。 ㈱コーテン・インベストメント ㈱レジェンド・インベストメント ㈱アール・エイチ・インベストメント ㈱デルマー ㈱ビーコン・インベストメント ㈱パセオ・インベストメント ㈱アイビー・キャピタル ㈱SKインベストメント ヤエス・スリー特定目的会社 ヤエス・フォー特定目的会社 トリトン合同会社 マーズ合同会社 ジュピター合同会社 タイタン合同会社 他14社</p>	<p>また、㈱マークス、㈱ユー・シー・ジェー、㈱オルフェウス・キャピタル、㈱ビー・ヴィー・インベストメント、㈱ビー・シー・エイチ、㈱パレッタ・インベストメントにつきましては、倒産隔離のためのLLCを清算結了したことにより、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、貸借対照表のみ連結をしております。なお、損益につきましては持分法により認識しております。</p> <p>(2) 非連結子会社の数 29社 会社名 ㈱オンエアー ㈱コーテン・インベストメント ㈱レジェンド・インベストメント ㈱アール・エイチ・インベストメント ㈱デルマー ㈱ビーコン・インベストメント ㈱パセオ・インベストメント ㈱アイビー・キャピタル ㈱SKインベストメント ヤエス・スリー特定目的会社 ヤエス・フォー特定目的会社 トリトン合同会社 マーズ合同会社 ジュピター合同会社 タイタン合同会社 他14社 ㈱コーテン・インベストメント、㈱SKインベストメント、ヤエス・スリー特定目的会社、ヤエス・フォー特定目的会社、トリトン合同会社、マーズ合同会社、ジュピター合同会社、タイタン合同会社、他8社を当連結会計年度において設立しております。 (連結の範囲から除いた理由) 当連結会計年度より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号 平成18年9月8日）を適用しております。これにより、㈱コーテン・インベストメント、㈱レジェンド・インベストメント、㈱アール・エイチ・インベストメント、㈱デルマー、㈱ビーコン・インベストメント、㈱パセオ・インベストメント、㈱アイビー・キャピタル、㈱SKインベストメント、他8社は、連結子会社の範囲から除外しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
			<p>非連結子会社のうち、(株)オンエア、ヤエス・スリー特定目的会社、ヤエス・フォー特定目的会社、トリトン合同会社、マーズ合同会社、ジュピター合同会社、タイタン合同会社、他6社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社の数 1社</p> <p>会社名 (株)まちづくり中野21</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社の数 1社</p> <p>会社名 (株)まちづくり中野21</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社の数 1社</p> <p>(株)ユニファイド・キャピタル・ジャパンの株式の売却により以下の会社を持分法適用の非連結子会社の範囲から除外しております。 (有)コーテン・インベストメント (有)レジェンド・インベストメント (有)アール・エイチ・インベストメント (有)デルマー (有)ビーコン・インベストメント (有)パセオ・インベストメント (有)アイビー・キャピタル 他7社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社の数 1社</p> <p>会社名 (株)まちづくり中野21</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社の数 14社</p> <p>会社名 (有)コーテン・インベストメント (有)レジェンド・インベストメント (有)アール・エイチ・インベストメント (有)デルマー (有)ビーコン・インベストメント (有)パセオ・インベストメント (有)アイビー・キャピタル 他7社 (有)コーテン・インベストメント、他1社は当連結会計年度において設立されております。</p> <p>当連結会計年度より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号 平成18年9月8日）を適用しております。これにより、(有)コーテン・インベストメント、(有)レジェンド・インベストメント、(有)アール・エイチ・インベストメント、(有)デルマー、(有)ビーコン・インベストメント、(有)パセオ・インベストメント、(有)アイビー・キャピタル、他7社を持分法適用の非連結子会社としてしております。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社数 1社</p> <p>会社名 (株)まちづくり中野21</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
	<p>(3) 持分法を適用していない非連結子会社(株式会社オンエアー)は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。</p>	<p>(3) 持分法を適用していない非連結子会社の数 3社 会社名 ㈱オン・エアー 春日電機再生投資事業有限責任組合1号 春日電機再生投資事業有限責任組合2号 (持分法を適用しない理由) ㈱オン・エアーは、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。 春日電機再生投資事業有限責任組合1号、春日電機再生投資事業有限責任組合2号は、当中間連結会計期間において新たに設立しておりますが、短期保有目的であります。また、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。 なお、㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンの株式の売却により以下の会社を持分法適用の非連結子会社の範囲から除外しております。 ㈱SKインベストメント ヤエス・スリー特定目的会社 ヤエス・フォー特定目的会社 トリトン合同会社 マーズ合同会社 ジュピター合同会社 タイタン合同会社 他7社</p>	<p>(3) 持分法を適用していない非連結子会社の数 15社 会社名 ㈱オン・エアー ㈱SKインベストメント ヤエス・スリー特定目的会社 ヤエス・フォー特定目的会社 トリトン合同会社 マーズ合同会社 ジュピター合同会社 タイタン合同会社 他7社 ㈱SKインベストメント、ヤエス・スリー特定目的会社、ヤエス・フォー特定目的会社、トリトン合同会社、マーズ合同会社、ジュピター合同会社、タイタン合同会社、他7社は当連結会計年度において設立されております。 当連結会計年度より、「投資事業組合に対する支配力及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号 平成18年9月8日)を適用しております。これにより、㈱SKインベストメント、他1社は持分法の適用範囲から除外しております。 また、非連結子会社、㈱オンエアー、ヤエス・スリー特定目的会社、ヤエス・フォー特定目的会社、トリトン合同会社、マーズ合同会社、ジュピター合同会社、タイタン合同会社、他6社は当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。</p>
<p>3. 連結子会社の中 間決算日(決算 日)等に関する 事項</p>	<p>連結子会社のうち㈱中野サンブラザ、㈱ソフトハウスの中間決算日は9月30日であります。 また、㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンの中間決算日は1月31日であります。 また、㈱オルフェウス・キャピタルの中間決算日は3月31日であります。 当該子会社については、中間連結財務諸表の作成にあたり、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用しております。</p>	<p>連結子会社のうち㈱中野サンブラザ、㈱ソフトハウスの中間決算日は9月30日であります。 当該子会社については、中間連結財務諸表の作成にあたり、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用しております。</p>	<p>連結子会社のうち㈱中野サンブラザ、㈱ソフトハウスの決算日は3月31日であります。 また、㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンの決算日は7月31日であります。 また、㈱オルフェウス・キャピタルの決算日は9月30日であります。 当該子会社については、連結財務諸表の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>①有価証券</p> <p>(イ) _____</p> <p>(ロ) 子会社株式 非連結子会社株式について移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(ハ) その他有価証券(営業投資有価証券を含む) 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>②デリバティブ 時価法によっております。</p> <p>③たな卸資産</p> <p>(イ) 商品 個別受注品 個別法による原価法を採用しております。 その他商品 主として先入先出法による原価法を採用しております。</p> <p>(ロ) 仕掛品 個別法による原価法を採用しております。</p> <p>(ハ) 貯蔵品 主として最終仕入原価法を採用しております。</p> <p>(ニ) 販売用不動産(不動産信託受益証券を含む) 個別法による原価法を採用しております。</p> <p>なお、当社グループが組成するファンドに組み入れることを目的として、一時的に取得するもの以外のものについては減価償却を実施しており、減価償却費を売上原価に計上しております。</p> <p>また、当該資産の主な耐用年数は26年～42年であります。</p>	<p>①有価証券</p> <p>(イ) 売買目的有価証券 時価法(売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>(ロ) 子会社株式 同左</p> <p>(ハ) その他有価証券(営業投資有価証券を含む) 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>②デリバティブ 同左</p> <p>③たな卸資産</p> <p>(イ) 商品 同左</p> <p>(ロ) 仕掛品 同左</p> <p>(ハ) 貯蔵品 同左</p> <p>(ニ) 販売用不動産(不動産信託受益証券を含む) 同左</p>	<p>①有価証券</p> <p>(イ) 売買目的有価証券 同左</p> <p>(ロ) 子会社株式 同左</p> <p>(ハ) その他有価証券(営業投資有価証券を含む) 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 同左</p> <p>②デリバティブ 同左</p> <p>③たな卸資産</p> <p>(イ) 商品 同左</p> <p>(ロ) 仕掛品 同左</p> <p>(ハ) 貯蔵品 同左</p> <p>(ニ) 販売用不動産(不動産信託受益証券を含む) 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>①有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物：10～27年  車輜運搬具：5～6年  工具器具備品：3～15年</p> <p>②無形固定資産 市場販売目的のソフトウェアについては見込有効期間（3年以内）における販売数量に基づく方法、また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>③長期前払費用 定額法によっております。</p>	<p>①有形固定資産 同左</p> <p>②無形固定資産 同左</p> <p>③長期前払費用 同左</p>	<p>①有形固定資産 同左</p> <p>②無形固定資産 同左</p> <p>③長期前払費用 同左</p>
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②賞与引当金 当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p>	<p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 一部の連結子会社は、従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。 (賞与支給対象期間の変更) 当社は当中間連結会計期間において、賃金規程を改定し、支給対象期間を変更いたしました。この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
	③退職給付引当金 当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務の当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。	③退職給付引当金 同左	③退職給付引当金 当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
(4) 収益及び費用の計上基準	当社及び一部の連結子会社は株式会社上場等のコンサルティングに付随して取得した営業投資有価証券について、営業投資有価証券売却高及び受取配当金は「売上高」に、売却有価証券帳簿価額、支払手数料及び評価損等は「売上原価」にそれぞれ計上することとしております。	同左	同左
(5) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
(6) 重要なヘッジ会計の方法	①ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているものについては特例処理によっております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ取引 ヘッジ対象…借入金の金利 ③ヘッジ方針 一部の借入金について金利スワップ取引により金利変動リスクをヘッジしております。 ④ヘッジの有効性評価の方法 特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。	①ヘッジ会計の方法 同左 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 ③ヘッジ方針 同左 ④ヘッジの有効性評価の方法 同左	①ヘッジ会計の方法 同左 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 ③ヘッジ方針 同左 ④ヘッジの有効性評価の方法 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月 30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月 31日)
(7) その他中間連結財務諸表(連結財務諸表)作成のための重要な事項	<p>①消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p> <p>②匿名組合出資預り金の会計処理 一部の連結子会社は、匿名組合の営業者として業務を受託しております。 匿名組合財産は営業者に帰属するため、匿名組合の財産及び損益は、連結財務諸表に含め、総額にて表示しております。 匿名組合出資者からの出資金受入時に「匿名組合出資預り金」を計上し、匿名組合が獲得した純損益の出資者持分相当額については、「匿名組合損益分配金」に計上するとともに、同額を「匿名組合出資預り金」に加減し、出資金の払戻しについては「匿名組合出資預り金」を減額させております。</p> <p>③購入債権の会計処理 一部の連結子会社は、購入債権の代金回収に関しては、個別債権毎に回収代金を購入債権の取得価額より減額し、個別債権毎の回収代金が取得価額を超過した金額を純額で収益計上しております。</p> <p>④販売用不動産の売却時の会計処理 一部の連結子会社は、販売用不動産について、売却時に売却収入と売却原価を相殺した売却損益の純額を収益計上しております。</p>	<p>①消費税等の処理方法 同左</p> <p>②匿名組合出資預り金の会計処理 同左</p> <p>③購入債権の会計処理 同左</p> <p>④販売用不動産の売却時の会計処理 同左</p>	<p>①消費税等の処理方法 同左</p> <p>②匿名組合出資預り金の会計処理 同左</p> <p>③購入債権の会計処理 同左</p> <p>④販売用不動産の売却時の会計処理 同左</p>
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間連結会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>
<p>—————</p>	<p>(有形固定資産の減価償却方法の変更) 平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した資産について、改正後の法人税法に基づく償却方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は1,441,675千円であります。 なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は1,285,706千円であります。 なお、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(投資事業組合等への出資に係る連結の範囲) 前連結会計年度より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号 平成18年9月8日)を適用しております。前中間連結会計期間において適用した場合、総資産が18,506百万円、売上高が1,852百万円、売上総利益が1,348百万円、営業利益が1,276百万円、経常利益が1,117百万円、匿名組合分配後税金等調整前中間純利益が1,491百万円それぞれ減少することとなります。なお、中間純利益に与える影響はありません。 当該適用の影響を受ける㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンにつきましては、当社保有の全株式を当中間連結会計期間中に売却しております。</p>	<p>(投資事業組合等への出資に係る連結の範囲) 当連結会計年度より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号 平成18年9月8日)を適用しております。これらにより、総資産が8,104百万円、売上高が4,220百万円、売上総利益が3,511百万円、営業利益が3,463百万円、経常利益が3,149百万円、匿名組合分配後税金等調整前当期純利益が23百万円それぞれ減少しております。 なお、当期純利益に与える影響はありません。</p>
<p>(役員賞与に関する会計基準) 当中間連結会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>(役員賞与に関する会計基準) 当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>(ストック・オプション等に関する会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプションに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成17年12月27日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプションに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成17年12月27日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>_____</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>「受取協賛金」(前中間連結会計期間3,097千円)は、前中間連結会計期間においては営業外収益の「その他」に含めて表示していましたが、当中間連結会計期間においてその重要性が増したため区分掲記いたしました。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>①「前渡金の増加額」(前中間連結会計期間△945千円)は、前中間連結会計期間においては営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していましたが、当中間連結会計期間においてその重要性が増したため区分掲記いたしました。</p> <p>②「前受金の増加額」(前中間連結会計期間35,159千円)は、前中間連結会計期間においては営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していましたが、当中間連結会計期間においてその重要性が増したため区分掲記いたしました。</p> <p>③「預り金の増減額」(前中間連結会計期間38,012千円)は、前中間連結会計期間においては営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していましたが、当中間連結会計期間においてその重要性が増したため区分掲記いたしました。</p>	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>①「未収入金」(前中間連結会計期間42,950千円)は、前中間連結会計期間末においては流動資産の「その他」に含めて表示していましたが、当中間連結会計期間末においてその重要性が増したため区分掲記いたしました。</p> <p>②連結財務諸表規則の改正に伴い、前連結会計年度より「連結調整勘定」は「のれん」又は「負ののれん」として表示しております。</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>①「テナント収入」は、前中間連結会計期間においては営業外収益の「受取協賛金」8,290千円及び「その他」1,002千円の一部として表示していましたが、前連結会計年度より表示の区分を変更しております。</p> <p>②のれん及び負ののれんの償却につきましては、5年間の均等償却によっております。なお、連結財務諸表規則の改正に伴い、前連結会計年度より、「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」又は「負ののれん償却額」として表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>連結財務諸表規則の改正に伴い、前連結会計年度より、「連結調整勘定償却額」は「のれん及び負ののれん償却額」として表示しております。</p>

追加情報

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>(重要な係争事件)</p> <p>当社の子会社である㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、平成17年12月27日付で東京地方裁判所において訴訟の提起を受けております。(㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンへの訴状送達日 平成18年1月11日)</p> <p>(1) 訴訟の内容</p> <p>原告である㈲ティー・ピー・ジーは、不良債権売買を行うファンドの運営者であります。当該原告は、原告と㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンとの間で締結された平成17年6月28日付貸付債権等譲渡契約書に基づき、㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンに対し、貸付債権等の受け取りと代金55億4000万円の支払を求めておりました。㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンとしては、履行義務がないと認識しており、原告と折衝してまいりましたが、原告は㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンに対して売買契約の履行請求(代金55億4000万円の支払)訴訟の提起に至ったものであります。</p> <p>(2) 裁判の状況及び同社の方針</p> <p>㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、上記貸付債権等譲渡契約書の規定に基づき、売買契約の履行義務はないものとして争っていく方針であり、係争中でありましたが、㈲ティー・ピー・ジーは、平成18年8月16日付けの内容証明郵便で債権譲渡契約を解除いたしました。従いまして、㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンとしては債権の売買代金債務55億4000万円については遡及的に解消いたしました。</p> <p>当該訴訟についても㈲ティー・ピー・ジーは、現在の請求を維持することは出来ないこととなります。</p> <p>また、㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンはこの係争事件に関し、平成18年3月17日に下記の通り訴訟を提起しております。</p> <p>(1) 訴訟の内容</p> <p>イ. ㈱龍光に対する訴え</p> <p>㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、平成17年6月1日、㈱龍光と、同社の債務の圧縮に関する2億500万円のコンサルティング契約を締結しましたが、当該契約に基づく未払報酬の支払を求める訴えを提起いたしております。</p>	<p>前中間連結会計期間では営業投資有価証券として流動資産に表示しておりました有価証券の一部は、当中間連結会計期間より、その保有目的の変更により投資有価証券として投資その他の資産に表示しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間において、当該有価証券の一部について時価及び価値の下落していると認められるものについて、特別損失として投資有価証券評価損を計上しております。</p>	<p>—————</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>ロ. ㈱ゼクスに対する訴え</p> <p>㈱ゼクスは、(有)ティー・ピー・ジーの㈱龍光に対する金銭債権を(有)フラット・ファイブが買い取るための資金として、(有)フラット・ファイブに55億4000万円を提供することを㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンに表明しており、同社はこの資金提供がなされることを前提として、(有)ティー・ピー・ジーから上記金銭債権を譲受けることを内容とする契約を締結しました。この契約には、㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンが当該契約に基づく譲受人の地位を(有)フラット・ファイブに譲渡することができる旨が記載されております。</p> <p>ところが、㈱ゼクスが(有)フラット・ファイブに対して上記の資金を提供しないため、(有)ティー・ピー・ジーが㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンに対して上記金銭債権の代金55億4000万円の支払を求めて訴えを提起するに至りました。(上記(1)、(2)参照) このような事態に対し、㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンは㈱ゼクスが(有)フラット・ファイブに対する上記の資金提供を実行することを求めて訴えを提起いたしました。</p> <p>(2) 裁判の状況及び同社の方針</p> <p>㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、㈱龍光は上記コンサルティング契約書の規定に基づき、報酬の支払義務があるものと考え、争っていく方針であり、現在係争中であります。また、㈱ゼクスについては、(有)フラット・ファイブに上記の金銭債権の買取りのための資金を提供することについて、法的拘束力のある約束をしたと考え、争っていく方針であり、現在係争中であります。</p>		

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)	前連結会計年度 (平成18年12月31日)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 296,734千円</p> <p>※2. ①担保に供している資産</p> <p>現金及び預金 380,000千円</p> <p>土地 403,797</p> <p>有形固定資産・その他 100,768 (建物及び構築物)</p> <p>計 884,566</p> <p>上記に対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>一年以内返済予定の長期借入金 43,488千円</p> <p>長期借入金 785,808</p> <p>計 829,296</p> <p>②責任財産限定型債務(ノンリコースローン)に対する担保提供資産</p> <p>(1)担保提供資産</p> <p>たな卸資産 8,258,214千円 (販売用不動産)</p> <p>購入債権 8,347,609千円</p> <p>(2)対応債務</p> <p>長期借入金 9,229,427千円</p> <p>また、関連会社の長期借入金3,056,000千円(うち、一年以内返済予定の長期借入金116,000千円)の担保の一部として、現金及び預金622,526千円及び投資有価証券(関連会社株式)772,000千円並びに連結上相殺消去されている関係会社株式(子会社株式)500,000千円に質権が設定されております。</p> <p>更に提出会社の長期借入金975,000千円(うち一年以内返済予定の長期借入金300,000千円)の担保として、連結上相殺消去されている関係会社株式(子会社株式)1,500,000千円に質権が設定されております。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 360,189千円</p> <p>※2. ①担保に供している資産</p> <p>現金及び預金 一千円</p> <p>土地 403,797</p> <p>有形固定資産・その他 96,794 (建物及び構築物)</p> <p>計 500,592</p> <p>上記に対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>一年以内返済予定の長期借入金 46,848千円</p> <p>長期借入金 371,464</p> <p>計 418,312</p> <p>②責任財産限定型債務(ノンリコースローン)に対する担保提供資産</p> <p>(1)担保提供資産</p> <p>たな卸資産 ー 千円 (販売用不動産)</p> <p>購入債権 ー 千円</p> <p>(2)対応債務</p> <p>長期借入金 ー 千円</p> <p>また、関連会社の長期借入金2,940,000千円(うち、一年以内返済予定の長期借入金116,000千円)の担保の一部として、現金及び預金691,830千円及び投資有価証券(関連会社株式)772,000千円並びに連結上相殺消去されている関係会社株式(子会社株式)500,000千円に質権が設定されております。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 335,219千円</p> <p>※2. ①担保に供している資産</p> <p>現金及び預金 一千円</p> <p>土地 403,797</p> <p>有形固定資産・その他 98,781 (建物及び構築物)</p> <p>計 502,579</p> <p>上記に対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>一年以内返済予定の長期借入金 43,488</p> <p>長期借入金 387,688</p> <p>計 431,176</p> <p>②責任財産限定型債務(ノンリコースローン)に対する担保提供資産</p> <p>(1)担保提供資産</p> <p>たな卸資産 ー 千円 (販売用不動産)</p> <p>購入債権 ー 千円</p> <p>(2)対応債務</p> <p>長期借入金 ー 千円</p> <p>また、関連会社の長期借入金2,998,000千円(うち、一年以内返済予定の長期借入金116,000千円)の担保の一部として、現金及び預金716,536千円及び投資有価証券(関連会社株式)772,000千円並びに連結上相殺消去されている関係会社株式(子会社株式)500,000千円に質権が設定されております。</p> <p>更に提出会社の長期借入金825,000千円(うち一年以内返済予定の長期借入金300,000千円)の担保として、連結上相殺消去されている関係会社株式(子会社株式)1,500,000千円に質権が設定されております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)																																																
<p>※1. _____</p> <p>※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="156 488 512 725"> <tr><td>役員報酬</td><td>120,732千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>197,601</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>113,034</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>40,626</td></tr> <tr><td>報酬料金</td><td>117,294</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>20,496</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>1,982</td></tr> <tr><td>連結調整勘定償却</td><td>135,836</td></tr> </table> <p>※3. 固定資産売却益244千円は車輛運搬具の売却によるものであります。</p> <p>※4. 子会社株式売却益153,426千円は㈱メディカルネットバンク株式の売却によるものであります。</p> <p>※5. 固定資産除却損は建物15,218千円、工具器具備品6,769千円、事務所移転に伴う原状回復費用5,476千円であります。</p> <p>※6. 固定資産売却損は工具器具備品1,544千円であります。</p> <p>※7. _____</p> <p>※8. _____</p> <p>※9. _____</p>	役員報酬	120,732千円	給与手当	197,601	地代家賃	113,034	広告宣伝費	40,626	報酬料金	117,294	賞与引当金繰入額	20,496	貸倒引当金繰入額	1,982	連結調整勘定償却	135,836	<p>※1. 売上高には、営業投資有価証券の売却高36,000千円、売上原価には同売却原価及び手数料2,250千円が含まれております。</p> <p>※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="592 488 948 725"> <tr><td>役員報酬</td><td>78,398千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>147,995</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>80,212</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>43,928</td></tr> <tr><td>報酬料金</td><td>67,865</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>4,747</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>2,243</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td>23,915</td></tr> </table> <p>※3. _____</p> <p>※4. 子会社株式売却益 285,835千円は㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパン株式の売却によるものであります。</p> <p>※5. 固定資産除却損はソフトウェア23,787千円であります。</p> <p>※6. _____</p> <p>※7. ソフトウェア臨時償却費10,796千円は市場販売目的のソフトウェアについて、販売計画・販売見込の見直しにより資産評価を行った臨時償却費であります。</p> <p>※8. 投資有価証券評価損は有価証券の時価の下落によるもの275,229千円、新株予約権の価値の下落によるもの39,659千円であります。</p> <p>※9. 貸倒引当金繰入額53,042千円は当中間連結会計期間末において回収可能性が著しく低下していると判断した債権について計上したものであります。</p>	役員報酬	78,398千円	給与手当	147,995	地代家賃	80,212	広告宣伝費	43,928	報酬料金	67,865	賞与引当金繰入額	4,747	貸倒引当金繰入額	2,243	のれん償却額	23,915	<p>※1. 売上高には、営業投資有価証券の売却高 3,655千円、売上原価には同売却原価及び手数料 3,655千円が含まれております。</p> <p>※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1027 488 1383 725"> <tr><td>役員報酬</td><td>258,547千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>390,884</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>212,297</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>5,763</td></tr> <tr><td>報酬料金</td><td>75,991</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>11,004</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>4,993</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td>288,406</td></tr> </table> <p>※3. _____</p> <p>※4. 子会社株式売却益は㈱メディカルネットバンクの株式売却によるものであります。</p> <p>※5. 固定資産除却損は建物 15,218千円、工具器具備品 6,425千円、無形固定資産（ソフトウェア）344千円、事務所移転に伴う現状回復費5,476千円であります。また、前期損益修正は、前期売上高として計上した取引の販売価格の減額75,000千円であります。</p> <p>※6. 固定資産売却損は工具器具備品であります。</p> <p>※7. ソフトウェア臨時償却費は市場販売目的のソフトウェアについて、販売計画・販売見込の見直しにより資産評価を行った臨時償却費であります。</p> <p>※8. _____</p> <p>※9. _____</p>	役員報酬	258,547千円	給与手当	390,884	地代家賃	212,297	広告宣伝費	5,763	報酬料金	75,991	賞与引当金繰入額	11,004	貸倒引当金繰入額	4,993	のれん償却額	288,406
役員報酬	120,732千円																																																	
給与手当	197,601																																																	
地代家賃	113,034																																																	
広告宣伝費	40,626																																																	
報酬料金	117,294																																																	
賞与引当金繰入額	20,496																																																	
貸倒引当金繰入額	1,982																																																	
連結調整勘定償却	135,836																																																	
役員報酬	78,398千円																																																	
給与手当	147,995																																																	
地代家賃	80,212																																																	
広告宣伝費	43,928																																																	
報酬料金	67,865																																																	
賞与引当金繰入額	4,747																																																	
貸倒引当金繰入額	2,243																																																	
のれん償却額	23,915																																																	
役員報酬	258,547千円																																																	
給与手当	390,884																																																	
地代家賃	212,297																																																	
広告宣伝費	5,763																																																	
報酬料金	75,991																																																	
賞与引当金繰入額	11,004																																																	
貸倒引当金繰入額	4,993																																																	
のれん償却額	288,406																																																	

[次へ](#)

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,426,000	—	—	2,426,000
合計	2,426,000	—	—	2,426,000
自己株式				
普通株式	40,000	—	—	40,000
合計	40,000	—	—	40,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

ストック・オプション等関係に関する注記をおこなっておりますので、記載を省略しております。

3. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年3月30日 定時株主総会	普通株式	24,260	10	平成17年12月31日	平成18年3月31日

当中間連結会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,932,000	—	—	4,932,000
合計	4,932,000	—	—	4,932,000
自己株式				
普通株式	80,000	—	—	80,000
合計	80,000	—	—	80,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計 期間末残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間増加	当中間連結 会計期間減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	平成18年第1回無担保転換社債 型新株予約権付社債	普通株式	508,700	—	—	508,700	—
	平成18年第2回無担保転換社債 型新株予約権付社債	普通株式	653,500	—	—	653,500	—
	平成18年第2回新株予約権	普通株式	300,000	—	—	300,000	10,239
	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	—
連結子会社	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	1,462,200	—	—	1,462,200	10,239

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生が中間連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,466,000	2,466,000	—	4,932,000
合計	2,466,000	2,466,000	—	4,932,000
自己株式				
普通株式	40,000	40,000	—	80,000
合計	40,000	40,000	—	80,000

(注) 1. 普通株式の発行株式総数の増加は、平成18年4月14日開催の取締役会決議により平成18年7月1日付け株式分割（普通株式1株につき2株）に伴うものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、平成18年4月14日開催の取締役会決議により平成18年7月1日付け株式分割（普通株式1株につき2株）に伴うものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	平成18年第1回無担保転換社債 型新株予約権付社債	普通株式	—	508,700	—	508,700	—
	平成18年第2回無担保転換社債 型新株予約権付社債	普通株式	—	653,500	—	653,500	—
	平成18年第2回新株予約権	普通株式	—	300,000	—	300,000	10,239
	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	—
連結子会社	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	1,462,200	—	1,462,200	10,239

(注) 1. 平成18年第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の当連結会計年度の増加は、無担保転換社債型新株予約権付社債の発行によるものであります。

2. 平成18年第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の当連結会計年度の増加は、無担保転換社債型新株予約権付社債の発行によるものであります。

3. 平成18年第2回新株予約権の当連結会計年度の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年3月30日 定時株主総会	普通株式	24,260	10	平成17年12月31日	平成18年3月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
該当事項はありません。

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)																														
<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科目 の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(平成18年6月30日現在)</p> <table border="0"> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td style="text-align: right;">4,613,941千円</td></tr> <tr><td>流動資産・その他 (預け金)</td><td style="text-align: right;">△30,000</td></tr> <tr><td>預入期間が3ヶ月を 超える定期預金</td><td style="text-align: right;">△34,535</td></tr> <tr><td>担保に供している預金</td><td style="text-align: right;">△523,176</td></tr> <tr><td>制限条項付預金(※)</td><td style="text-align: right;">△1,185,869</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right;"><u>2,840,360</u></td></tr> </table> <p>(※)責任財産限定型債務(ノンリコースローン)に対する利払い等のために留保されている預金であります。</p>	現金及び預金勘定	4,613,941千円	流動資産・その他 (預け金)	△30,000	預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	△34,535	担保に供している預金	△523,176	制限条項付預金(※)	△1,185,869	現金及び現金同等物	<u>2,840,360</u>	<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科目 の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(平成19年6月30日現在)</p> <table border="0"> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td style="text-align: right;">2,089,773千円</td></tr> <tr><td>預入期間が3ヶ月を 超える定期預金</td><td style="text-align: right;">△40,548</td></tr> <tr><td>担保に供している預金</td><td style="text-align: right;">△155,627</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right;"><u>1,893,597</u></td></tr> </table>	現金及び預金勘定	2,089,773千円	預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	△40,548	担保に供している預金	△155,627	現金及び現金同等物	<u>1,893,597</u>	<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額と の関係</p> <p style="text-align: right;">(平成18年12月31日現在)</p> <table border="0"> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td style="text-align: right;">3,720,589千円</td></tr> <tr><td>預入期間が3ヶ月を 超える定期預金</td><td style="text-align: right;">△417,540</td></tr> <tr><td>担保に供している預金</td><td style="text-align: right;">△143,187</td></tr> <tr><td>制限条項付預金(※)</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right;"><u>3,159,862</u></td></tr> </table> <p>(※)責任財産限定型債務(ノンリコースローン)に対する利払い等のために留保されている預金であります。</p>	現金及び預金勘定	3,720,589千円	預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	△417,540	担保に供している預金	△143,187	制限条項付預金(※)	—	現金及び現金同等物	<u>3,159,862</u>
現金及び預金勘定	4,613,941千円																															
流動資産・その他 (預け金)	△30,000																															
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	△34,535																															
担保に供している預金	△523,176																															
制限条項付預金(※)	△1,185,869																															
現金及び現金同等物	<u>2,840,360</u>																															
現金及び預金勘定	2,089,773千円																															
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	△40,548																															
担保に供している預金	△155,627																															
現金及び現金同等物	<u>1,893,597</u>																															
現金及び預金勘定	3,720,589千円																															
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	△417,540																															
担保に供している預金	△143,187																															
制限条項付預金(※)	—																															
現金及び現金同等物	<u>3,159,862</u>																															

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)				前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具器具備品	95,880	36,963	58,917	工具器具備品	88,431	50,916	37,514	工具器具備品	102,221	46,460	55,761
ソフトウェア	63,606	14,767	48,838	ソフトウェア	59,805	33,298	26,507	ソフトウェア	63,606	28,721	34,885
合計	159,487	51,731	107,755	合計	148,237	84,214	64,022	合計	165,828	75,181	90,646
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 38,895千円 1年超 66,898千円 合計 105,793千円				(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 32,216千円 1年超 39,582千円 合計 71,798千円				(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 41,410千円 1年超 55,337千円 合計 96,748千円			
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 18,124千円 減価償却費相当額 16,905千円 支払利息相当額 1,983千円				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 17,376千円 減価償却費相当額 16,059千円 支払利息相当額 1,577千円				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 35,577千円 減価償却費相当額 32,504千円 支払利息相当額 3,826千円			
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左			
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。				(5) 利息相当額の算定方法 同左				(5) 利息相当額の算定方法 同左			
2. 賃借物件のうち、事実上解約不能なオペレーティングリース取引 未経過リース料 1年内 456,000千円 1年超 3,382,000千円 合計 3,838,000千円				2. 賃借物件のうち、事実上解約不能なオペレーティングリース取引 未経過リース料 1年内 456,000千円 1年超 2,926,000千円 合計 3,382,000千円				2. 賃借物件のうち、事実上解約不能なオペレーティングリース取引 未経過リース料 1年内 456,000千円 1年超 3,154,000千円 合計 3,610,000千円			

[次へ](#)

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	前中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)			当中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)			前連結会計年度末 (平成18年12月31日)		
	取得原価 (千円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	連結貸借 対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式									
①営業投資有価証券に属するもの	209,000	135,000	△74,000	—	—	—	436,979	250,876	△186,103
②投資有価証券に属するもの	728	3,205	2,477	437,707	164,368	△273,339	728	2,886	2,157
(2) 債券									
国債・地方債等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	209,728	138,205	△71,522	437,707	164,368	△273,339	437,707	253,762	△183,945

※前中間連結会計期間において、営業投資有価証券として流動資産に表示しておりました有価証券の一部は、当中間連結会計期間より、その保有目的の変更により投資有価証券に計上しております。なお、当中間連結会計期間において、投資有価証券の一部について時価及び価値の下落していると認められるものについて、投資有価証券評価損を計上しております。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	前中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)	前連結会計年度末 (平成18年12月31日)
	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 非上場株式			
営業投資有価証券に属するもの	257,655	30,000	35,000
投資有価証券に属するもの	1,500	6,500	1,500
新株予約権			
営業投資有価証券に属するもの	39,660	—	39,660
投資事業有限責任組合出資金			
投資有価証券に属するもの	—	88,216	—

※前中間連結会計期間において、営業投資有価証券として流動資産に表示しておりました有価証券の一部は、当中間連結会計期間より、その保有目的の変更により投資有価証券に計上しております。なお、当中間連結会計期間において、投資有価証券の一部について時価及び価値の下落していると認められるものについて、投資有価証券評価損を計上しております。

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
<p>(1) 取引の内容 当社及び連結子会社の利用しているデリバティブ取引は、金利スワップ取引、金利キャップ取引であります。</p> <p>(2) 取引に対する取り組み方針 当社及び連結子会社のデリバティブ取引は将来の借入金の金利変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引の利用目的 当社及び連結子会社のデリバティブ取引は、将来の借入金利等の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。</p> <p>イ ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているものについては特例処理によっております。</p> <p>ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ取引 ヘッジ対象…借入金の金利</p> <p>ハ ヘッジ方針 一部の借入金について金利スワップ取引により金利変動リスクをヘッジしております。</p> <p>ニ ヘッジの有効性評価の方法 特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 金利キャップ取引及び金利スワップ取引は金利変動のリスクを有しております。 ただし、借入金の金利変動のリスクを効果的に相殺するものであり、これらの取引に関するリスクは重要なものではありません。 また、デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い国内の金融機関であるため、相手方不履行によるリスクはほとんどないものと認識しております。</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 当社及び連結子会社のデリバティブ取引の執行・管理については、社内ルールに従い、責任者の承認を得て行っております。</p> <p>(6) 取引の評価等に関する事項についての補足説明 取引の評価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの高さを示すものではありません。</p>	<p>(1) 取引の内容 同左</p> <p>(2) 取引に対する取り組み方針 同左</p> <p>(3) 取引の利用目的 同左</p> <p>イ ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>ハ ヘッジ方針 同左</p> <p>ニ ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>(6) 取引の評価等に関する事項についての補足説明 同左</p>	<p>(1) 取引の内容 同左</p> <p>(2) 取引に対する取り組み方針 同左</p> <p>(3) 取引の利用目的 同左</p> <p>イ ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>ハ ヘッジ方針 同左</p> <p>ニ ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>(6) 取引の評価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

2. 取引の時価等に関する事項

前中間連結会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

区分	種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	金利キャップ取引 (買建)	5,465,538	5,465,537	8,414	1,153

(注) 1. 時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 契約額等は、取引先との実際の取引金額を表す数字ではないため、デリバティブ取引に係る市場リスク量を示すものではありません。

3. ヘッジ会計を適用しているものについては、開示の対象から除いております。

当中間連結会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

当中間連結会計期間末残高がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

区分	種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	金利キャップ取引 (買建)	—	—	—	—

(注) 1. 時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 契約額等は、取引先との実際の取引金額を表す数字ではないため、デリバティブ取引に係る市場リスク量を示すものではありません。

3. ヘッジ会計を適用しているものについては、開示の対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

ストック・オプションの内容及び規模

当中間連結会計期間において付与したストック・オプションは、以下のとおりであります。

	平成18年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名 顧問 1名	取締役 2名 従業員 6名
ストック・オプションの付与数 (注) 1. 4	普通株式 241,200株	普通株式 8,800株
付与日	平成18年4月10日	平成18年4月10日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません	自 平成18年4月7日 至 平成20年4月9日
権利行使期間	自 平成18年4月10日 至 平成28年3月29日	自 平成20年4月10日 至 平成28年3月29日
権利行使価格 (注) 4	4,988円	4,988円
公正な評価単価 (付与日) (注) 3	—	—

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. ① 新株予約権者のうち、当社及び当社子会社の役員、従業員は、権利行使時において当社または当社の子会社の役員および使用人の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。新株予約権者のうち、顧問等については、権利行使時においても同様の地位であることを要します。ただし、取締役会が承認した場合はこの限りではありません。
- ② 新株予約権者は、権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産宣告を受けていないこと、法令ならびに当社または当社の子会社の内部規律に違反する行為がないことを要します。
- ③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分をすることができないものとしております。
- ④ 新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとしております。
3. 会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。
4. 後発事象に記載しておりますとおり、平成18年6月30日を割当基準日、平成18年7月1日を効力発生日として、それぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、権利行使価格は2,494円となっております。

当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

当中間連結会計期間において付与したストック・オプションはありません。

なお、平成18年ストック・オプションのうち、顧問に割当てた2,000株は当中間連結会計期間中に当該顧問がその地位でなくなったため消滅しております。

前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

ストック・オプションの内容及び規模

当連結会計期間において付与したストック・オプションは、以下のとおりであります。

	平成18年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名 顧問 1名	取締役 2名 従業員 6名
ストック・オプションの付与数 (注) 1. 4	普通株式 241,200株	普通株式 8,800株
付与日	平成18年4月10日	平成18年4月10日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません	自 平成18年4月7日 至 平成20年4月9日
権利行使期間	自 平成18年4月10日 至 平成28年3月29日	自 平成20年4月10日 至 平成28年3月29日
権利行使価格 (注) 4	4,988円	4,988円
公正な評価単価 (付与日) (注) 3	—	—

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. ① 新株予約権者のうち、当社及び当社子会社の役員、従業員は、権利行使時において当社または当社の子会社の役員および使用人の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。新株予約権者のうち、顧問等については、権利行使時においても同様の地位であることを要します。ただし、取締役会が承認した場合はこの限りではありません。
- ② 新株予約権者は、権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産宣告を受けていないこと、法令ならびに当社または当社の子会社の内部規律に違反する行為がないことを要します。
- ③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分をすることができないものとしております。
- ④ 新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとしております。
3. 会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。
4. 後発事象に記載しておりますとおり、平成18年6月30日を割当基準日、平成18年7月1日を効力発生日として、それぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、権利行使価格は2,494円となっております。

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

	コンサルティング事業 (千円)	施設 運営事業 (千円)	債権・不動産 投資事業 (千円)	機器販売 その他事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	693,947	2,529,825	3,716,776	8,549	6,949,098	—	6,949,098
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,530	4,717	—	2,769	9,016	△9,016	—
計	695,477	2,534,542	3,716,776	11,318	6,958,114	△9,016	6,949,098
営業費用	917,544	2,411,888	1,052,540	7,707	4,389,680	△8,344	4,381,336
営業利益(△損失)	△222,066	122,653	2,664,235	3,611	2,568,433	△671	2,567,762

## (注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品・サービスの系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

- 前連結会計年度より、株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン及びその子会社を連結子会社を含めたことにより、債権・不動産投資事業を新たな事業区分として追加しております。
- 各区分に属する主要な製品・サービス

事業区分	主要製品・サービス
コンサルティング事業	業務改善コンサルティング、システム導入コンサルティング、総合人材育成アウトソーシングサービス、株式公開支援業務・M&A・事業再生コンサルティング、医療情報システム導入コンサルティング
施設運営事業	貸会場経営、ホテル経営、音楽スタジオ・フォトスタジオ経営、ハウスウェディング・レストラン経営
債権・不動産投資事業	債権の売買・回収、不動産の運用
機器販売その他事業	コンサルティング事業に付随する機器販売その他

当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

	コンサルティング事業 (千円)	施設 運営事業 (千円)	債権・不動産 投資事業 (千円)	機器販売 その他事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	843,599	2,445,849	43,863	9,551	3,342,863	—	3,342,863
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,200	2,003	—	—	3,203	△3,203	—
計	844,799	2,447,853	43,863	9,551	3,346,067	△3,203	3,342,863
営業費用	1,028,670	2,377,504	73,677	8,561	3,488,414	△3,203	3,485,210
営業利益(△損失)	△183,870	70,348	△29,814	990	△142,346	—	△142,346

## (注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品・サービスの系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

- 債権・不動産投資事業におきましては、同事業を営む株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンの当社保有の全株式売却についてみなし売却日を平成19年1月31日として連結範囲から除外しているため、上記業績については平成19年1月1日より平成19年1月31日までのものとなっております。
- 各区分に属する主要な製品・サービス

事業区分	主要製品・サービス
コンサルティング事業	ビジネスコンサルティング、システムコンサルティング、総合人材育成アウトソーシングサービス、株式公開支援業務・M&A・企業再生コンサルティング
施設運営事業	貸会場経営、ホテル経営、音楽スタジオ・フォトスタジオ経営、ハウスウェディング・レストラン経営
債権・不動産投資事業	債権の売買・回収、不動産の運用
機器販売その他事業	コンサルティング事業に付随する機器販売その他

前連結会計年度（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

	コンサルティング事業 (千円)	施設 運営事業 (千円)	債権・不動産 投資事業 (千円)	機器販売 その他事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	1,671,334	4,995,168	3,021,380	25,111	9,712,995	—	9,712,995
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,730	10,051	—	2,769	15,550	△15,550	—
計	1,674,064	5,005,220	3,021,380	27,880	9,728,546	△15,550	9,712,995
営業費用	1,996,791	4,760,989	1,021,995	24,183	7,803,960	△14,989	7,788,971
営業利益（△損失）	△322,727	244,231	1,999,385	3,696	1,924,584	△561	1,924,024

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品・サービスの系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

- 前連結会計年度より、株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン及びその子会社を連結子会社を含めたことにより、債権・不動産投資事業を新たな事業区分として追加しております。
- 当連結会計年度より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取り扱い」（実務対応報告第20号 平成18年9月8日）を適用しております。
- 各区分に属する主要な製品・サービス

事業区分	主要製品・サービス
コンサルティング事業	業務改善コンサルティング、システム導入コンサルティング、B L B、株式公開支援業務・M&A・事業再生コンサルティング、他
施設運営事業	貸会場経営、ホテル経営、音楽スタジオ・フォトスタジオ経営、ハウスウェディング・レストラン経営
債権・不動産投資事業	債権の売買・回収、不動産の運用
機器販売その他事業	コンサルティング事業に付随する機器販売その他

- 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、2,886千円であり、その主なものは、当社での余剰運用資金（有価証券等）であります。

**【所在地別セグメント情報】**

前中間連結会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

**【海外売上高】**

前中間連結会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）  
海外売上高がないため該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）  
海外売上高がないため該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）  
海外売上高がないため該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1株当たり純資産額 594.26円 1株当たり中間純利益金額 38.89円 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が希薄化効果を有しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 217.39円 1株当たり中間純損失金額 70.31円 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式は希薄化効果を有しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 264.98円 1株当たり当期純利益金額 1.04円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。 当社は、平成18年7月1日付けをもって普通株式1株を2株に分割しております。 なお、当該株式分割が期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報については以下のとおりであります。 1株当たり純資産額 291.86円 1株当たり当期純利益金額 2.96円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益(損失)金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1株当たり中間(当期)純利益(△損失)金額			
中間(当期)純利益(△損失)(千円)	94,354	△341,167	5,063
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(△損失)(千円)	94,354	△341,167	5,063
期中平均株式数(千株)	2,426	4,852	4,852
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	①第1回新株予約権 250,000株	①第1回新株予約権 498,000株 ②第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 508,700株 ③第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 653,500株 ④第2回新株予約権 300,000株	①第1回新株予約権 500,000株 ②第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 508,700株 ③第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 653,500株 ④第2回新株予約権 300,000株

※平成18年7月1日付けをもって普通株式1株を2株に分割しており、前中間連結会計期間の第1回新株予約権は、当該株式分割前の株式数に基づいております。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

1. 株式分割

平成18年4月14日開催の当社取締役会の決議に基づき、下記の通り株式分割による新株式を発行しております。

(1) 平成18年7月1日をもって普通株式1株につき2株の分割をしております。

① 分割により増加する株式数 普通株式 2,466,000株

② 分割方法 平成18年6月30日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割しております。

(2) 配当起算日 平成18年7月1日

(3) 当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間連結会計期間及び前連結会計年度における1株当たり情報並びに当期首に行われたと仮定した場合の当中間連結会計期間における1株当たり情報は以下のとおりとなります。

前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度	
1株当たり純資産額	206.34円	1株当たり純資産額	297.13円	1株当たり純資産額	291.85円
1株当たり中間純損失金額	28.34円	1株当たり中間純利益金額	19.45円	1株当たり当期純利益金額	2.95円
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	— 円	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	— 円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	— 円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が希薄化効果を有しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

2. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

当社は、平成18年7月10日開催の取締役会において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を決議いたしております。

1 社債の名称	株式会社ビジネスバンクコンサルティング第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2 発行総額	金600,000,000円
3 各社債の金額	金25,000,000円の1種
4 社債券の形式	無記名式
5 利率(%)	本社債には利息は付さない。
6 発行価格	額面100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込は要しない。
7 償還価格	額面100円につき金100円
8 償還期限	平成21年7月26日
9 申込期間	平成18年7月19日(水)から平成18年7月25日(火)まで
10 払込期日	平成18年7月26日(水)
11 募集方法	第三者割当ての方法により、全額をBank of Bermuda (Cayman) Limitedに割当てる。
12 物上担保・担保保証の有無	本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
13 財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資することが新株予約権の内容とされたものをいう。

14 利払日	該当事項なし
15 償還の方法及び期限	<p>1 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 平成21年7月26日（償還期限）にその総額を額面100円につき金100円にて償還する。ただし、本社債の繰上償還については本項第(2)号乃至第(4)号に定めるところによる。</p> <p>(2) 当社の選択による繰上償還</p> <p>①当社は、当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をすることを当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。）で決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部を本社債の額面100円につき金100円で繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。</p> <p>②当社は、その選択により、本社債権者に対して、平成18年10月を最初の月として（当月を含む。）、その後3か月毎の第2金曜日（ただし、第2金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする。）まで（当日を含む。）に事前通知を行った上で、翌月の第1銀行営業日に、残存する本社債の全部を額面100円につき金100円で、繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。</p> <p>(3) 本社債権者の選択による繰上償還</p> <p>本社債権者は、平成20年7月26日（以下、「償還期日」という。）に、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本社債権者は、当該償還期日の30日前までに、所定の償還請求書に、償還を受けようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印をしたうえ、当該本新株予約権付社債券を添えて本項第3号記載の償還金支払場所に預託しなければならない。</p> <p>(4) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日に支払を繰り上げる。</p> <p>3 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） 株式会社ビジネスバンクコンサルティング 管理本部</p>
16 本社債に付された本新株予約権の数	各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計24個の本新株予約権を発行する。
17 本新株予約権の発行価格	本新株予約権は無償にて発行するものとする。
18 新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
19 新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の行使請求（第20項に定義する。）により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額（以下に定義する。）で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式（1単元の株式の数は100株）が発生する場合、会社法第192条に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。</p> <p>なお、「転換価額」とは、第23項第2号記載の金額を指すが、これが調整される場合には、かかる調整後の金額を指す。</p>
20 新株予約権の行使期間	<p>平成18年7月27日から平成21年7月11日までの間（以下、「行使可能期間」という。）いつでも本新株予約権を行使すること（以下、「行使請求」という。）ができる。但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、②本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、所定の償還請求書及び当該本新株予約権付社債券が第15項第(3)号記載の償還金支払場所に預託されたときまで、また③期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。</p> <p>上記のいずれの場合も、平成21年7月11日より後に本新株予約権を行使することはできない。</p>
21 新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
22 新株予約権の取得事由及び消却の条件	該当事項なし
23 新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の払込金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額は、当初1,215円とする。</p>
24 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金600,000,000円
25 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の資本組入額は、当社普通株式1株の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

「既発行普通株式数」は当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(3)号②に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換・交換または行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又は、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降または、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本項第(2)号③または⑤による転換価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い当社普通株式株1株当たりの対価(本⑤において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下、「修正日」という。)における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

26 転換価額の調整

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号③による転換価額の調整が修正日以前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使されたものとみなして本項第(2)号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号③または上記(i)による転換価額の調整が修正日以前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの

本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

⑥本項第(2)号③乃至⑤における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦本項第(2)号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) ①転換価額調整式中の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日(ただし、本項第(2)号⑦の場合は基準日)に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該転換価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

④本項第(2)号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は本項第(2)号の規定のうち、当社証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(4) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。

27 代用払込に関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。なお、交付株式数に転換価額（ただし、第26項によって調整された場合は調整後の転換価額）を乗じた額が本社債の払込金額を下回る場合には、発行会社は、その差額分を精算金として、本新株予約権付社債の社債権者に対して直ちに交付する。
28 本新株予約権の行使後第1回目の配当	行使請求により交付された当社の普通株式の利益配当金については、行使請求が1月1日から6月30日になされたときは1月1日に、7月1日から12月31日までになされたときは7月1日に、それぞれ新株の発行がなされたものとみなしてこれを支払うものとする。
29 本新株予約権の発行価格を無償とする理由及びその行使に際して払込むべき金額の算定理由	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は、株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引における平成18年7月7日（金）終値に0.9を乗じて算出される金額（1,215円）を基準とした。
30 行使請求受付場所	株式会社ビジネスバンクコンサルティング 管理本部
31 行使請求取次場所	該当事項なし
32 社債管理会社	本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書および会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置されない。
33 新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
34 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。	
35 上記各項については証券取引法による届出の効力発生を条件とする。	

### 3. 株式交換による株式会社東京リートの完全子会社化の中止

平成18年6月1日、当社は株式会社東京リート（現社名；株式会社パレックス）との間で平成18年10月1日を効力発生日とする株式交換契約を締結いたしました。当該契約において、株式会社東京リートの普通株式1株に対し当社の普通株式84.41株を割り当て交付する予定でありました。しかしながらその後、慎重な検討を重ねた結果、平成18年8月25日開催の取締役会の承認を得て、当該株式交換契約を合意解除いたしました。

当中間連結会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

## 1. 会社分割による持株会社制への移行

### (1) 内容

#### ①経緯

当社は、平成16年12月期より、新会社の設立、積極的なM&Aなどによるグループ形成を行ってまいりました。その結果、(i) コンサルティング事業、(ii) 債権・不動産投資事業（※当中間連結会計期間中に当該事業を行う㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンの当社保有全株式を売却しております。）、(iii) 施設運営事業、(iv) コンサルティング事業に伴う機器販売その他事業という四事業を展開しております。

また、平成18年12月15日には、100%子会社でありました㈱B. インキューションと㈱B. インベストメントを合併させ、㈱ビジネスバンクパートナーズとし、コーポレートアドバイザーサービスをより一層充実したものとするなど、当社グループのビジネスモデルの整理・統合を進めております。

#### ②持株会社制度の導入

当社は新設会社分割により、当社のコンサルティング事業を分社化し、当社の100%子会社（新会社現商号「株式会社ジェクシードコンサルティング」）といたしました。これにより、コンサルティング事業の経営成績及び経営責任が明確となります。当社は持株会社として、上記四事業を展開する事業子会社群の管理運営に特化いたします。

#### ③当社の持株会社としての役割と注力分野

当社は持株会社として、当社グループ全体の経営の効率化を図ります。すなわち、各事業セグメントにおける問題点の抽出と解決、当社グループの経営資源の最適化及びシナジーの構築を目指してまいります。また、当社グループ全体のリスクマネジメント及びコンプライアンスの一層の強化にも注力する所存です。

当社グループは、ビジネスコンサルティング事業を主力事業と位置づけ、これに注力してまいります。具体的には「プロフェッショナル」としての自覚を持った人材の育成と利益率の向上などを目標として掲げ、収益の獲得に努めてまいります。

J-SOX対応コンサルティングが実務指針の公表の遅れにより、昨年の受注が伸び悩んだものの、現在は順調に受注を伸ばしております。しかしながら、システム導入コンサルティングと共に顧客の需要に対し、コンサルタント人員の不足などが顕著化しております。積極的に人材獲得を支援し、当社主導によるM&Aなども含め当事業を拡大していく所存であります。

また、コーポレートアドバイザーサービスについては、平成19年より事業再生案件、フィナンシャルアドバイザー業務の大型案件を獲得するなど、受注は順調であります。当社としては、良質な案件の発掘を支援するとともにリスクマネジメント、投資と回収の効率性管理などを行ってまいります。

#### ④人材について

人材についてはグループ各社において継続的な教育を実施するとともに、各セグメントごと、それぞれのキャリアパスの構築、キャリア支援などを行い、優秀な人材が集まる会社となること、優秀な人材を適正に評価する基盤を構築することを当社グループの共通理念とし、当社グループ間の人材の交流を促進するなど、愛着のある働きやすい職場の提供を目指してまいります。

### (2) 会社分割の要旨

#### ①分割の日程

分割計画承認取締役会	平成19年2月26日
分割計画承認株主総会	平成19年3月28日
分割期日（効力発生日）	平成19年7月1日
分割登記	平成19年7月2日

#### ②分割方式

##### イ. 分割方式

当社を承継会社とし、株式会社ビジネスバンクコンサルティング（「株式会社ジェクシードコンサルティング」に商号変更）を分割会社として新設し、既存の株式会社ビジネスバンクコンサルティングは商号変更し、株式会社B B Hとなる分社型新設分割（物的分割）です。

##### ロ. 当分割方式を採用した理由

持株会社体制への迅速かつ効率的な移行のため、分社型新設分割方式を採用いたしました。

#### ③株式の割当

本件分割により設立会社の発行する普通株式1,600株はすべて当社に割り当てられます。

#### ④会計処理の概要

企業結合会計上の分類において、本件分割は共通支配下の取引に該当いたします。

#### ⑤新設会社が承継する権利義務

当社のコンサルティング事業の営業に係わる一切の権利義務を承継いたします。債務の承継については、新設会社による免責的債務引受の方法によります。

#### ⑥債務履行の見込み

本分割において当社及び新設会社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題はないと判断しております。

#### ⑦新設会社役員（平成19年8月15日現在）

役職	氏名
代表取締役社長	藤田亨
取締役	橋戸繁季
取締役	横須賀亮介
取締役	森貴弘
取締役	根岸秀明
監査役	井田武宣

(3) 分割当事会社の概要

	分割会社	新設会社
(1)商 号	株式会社B B H	株式会社ビジネスバンクコンサルティング (現㈱ジェクシードコンサルティング)
(2)事業内容	グループを統括する管理運営 (純粋持株会社)	システムコンサルティング、ビジネスコンサルティング、J-SOX対応支援コンサルティング、BLB等、現ビジネスバンクコンサルティングが行う一切の事業
(3)設立年月日	昭和39年10月6日	平成19年7月2日
(4)本店所在地	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
(5)代 表 者	代表取締役社長 田原 弘之	代表取締役社長 藤田 亨
(6)資本金の額	507,732千円	80,000千円
(7)発行済株式総数	4,932千株	1,600株
(8)純 資 産	870,062千円	80,000千円
(9)総 資 産	3,025,421千円	690,093千円
(10)決 算 期	12月31日 (中間決算6月30日)	12月31日 (中間決算6月30日)
(11)従業員数	4名	86名
(12)主要取引先	—	㈱菱化システム 日本オラクルインフォメーションシステムズ㈱ ベリングポイント㈱ カルテシス・ジャパン㈱ ㈱電通国際情報サービス 仰星監査法人
(13)大株主及び持株比率 (平成19年6月現在)	大島 一成 34.5% ㈱アーティストハウスホールディングス 5.2% 寺島 順子 2.8%	株式会社B B H 100%
(14)主要取引銀行	りそな銀行 みずほ銀行 他	りそな銀行 みずほ銀行 他
(15) 取引関係	資本関係	新設会社は分割会社の完全子会社になります。
	人的関係	新設会社の従業員はすべて分割会社からの転籍になります。
	取引関係	分割会社が役務の一部を提供します。

2. 商号変更

(1) 内容

当社は平成19年7月2日をもって会社分割を行い、純粋持株会社制へ移行いたしております。それに伴い、主たる事業もコンサルティング事業から、純粋持株会社としてグループ会社を統轄し、管理・運営することとなります。これまで当社は、「B B C」という呼称で親しまれてまいりました。その呼称を生かしつつ純粋持株会社としての機能を勘案し、この度、B B Cグループの持株会社であることから平成19年7月1日をもちまして株式会社B B Hと商号変更することといたしました。

(2) 新商号 株式会社B B H(ビービーエイチ) (英文名 BBH CO.,LTD.)

(3) 変更日 平成19年7月1日

### 3. 子会社株式の異動

#### (1) 株式会社ソフトハウス株式の譲渡

当社は連結子会社株式会社ソフトハウスの株式を譲渡し、連結子会社の範囲から除外しております。

##### ①目的

当社グループは、コンサルティング事業（会計・人事を中心としたビジネスコンサルティング、経営管理、株式公開、M&A、企業再生に関する総合フィナンシャルアドバイザー業務等）、及び施設運営事業を展開しております。

㈱ソフトハウスは、音楽スタジオ、フォトスタジオ、ホテル、ハウスウェディング施設及びレストランの経営を行っております。

当社は平成16年10月に業容及び事業拡大を目的として、同社を子会社化し、フィナンシャルアドバイザー、監査役及びコンサルタントの派遣を通じて立上段階から成長段階へのコンサルティングを約二年半行ってまいりました。

しかしながら同社の当社グループへの収益貢献度はいまだ低い状態にあります。こうした中、より強力かつ迅速な意思決定の下で経営判断を行うため、同社代表取締役社長 吉澤 稔夫氏より同社株式買取の申し出がございました。

当社といたしましては、昨今の当社グループの経営環境を鑑み、当社グループの最も得意とするコンサルティング事業分野に経営資源を集中し、経営効率化を図ることが最重要課題であると判断いたしております。今後のコンサルティング支援の有効性及長期的視点に基づく経済合理性等を慎重に検討し、双方の合意に達したことで、今般の条件にて㈱ソフトハウスの株式譲渡を決議いたしました。

今後、当社はコンサルティング事業を更に発展させるため、同事業の専門性の向上、ラインアップの拡充などにより、トータルなワンストップサービス体制の整備を目指してまいります。同社との関係につきましては、資本関係は解消されますが、これまでの信頼関係を踏まえ、経済合理性・相乗効果のある取引実現に取り組んでまいります。

##### ②譲渡条件

当社の保有する同社株式30,666株全株を同社代表取締役社長 吉澤稔夫氏へ譲渡いたします。

##### ③譲渡日付

平成19年7月2日 譲渡契約締結

平成19年7月31日 株式譲渡・譲渡代金決済（譲渡日）

##### ④譲渡代金

90,000千円

##### ⑤同社の会社概要

- (1) 商号 株式会社ソフトハウス
- (2) 代表者 代表取締役社長 吉澤 稔夫
- (3) 所在地 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーブ新宿2F
- (4) 設立年月日 昭和58年9月24日
- (5) 主な事業の内容 事業内容
  - ①音楽スタジオ及びフォトスタジオの運営
  - ②ホテルの運営
  - ③ハウスウェディング及びレストランの経営
- (6) 決算期 3月31日（年1回）
- (7) 従業員数 68名
- (8) 資本の額 164,997千円
- (9) 発行済株式総数 40,666株
- (10) 所有割合 30,666株（所有割合 75.4%）

⑥当該譲渡により同社は連結範囲から除外されることとなります。また当該子会社の異動に伴い、連結決算において約1.5億円の特別損失が計上されることとなります。

#### (2) 当社グループの人事異動に伴う株式会社中野サンブラザの連結子会社から持分法適用関連会社への異動

##### ①異動の内容

平成19年3月27日に「代表取締役の異動及び定時株主総会における役員の選任に関する変更についてのお知らせ」としてお知らせしておりますとおり、当社前代表取締役社長である大島一成が当社取締役への就任を辞退したこと、及び平成19年7月2日発表の「子会社の商号変更及び役員人事に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社連結子会社である株式会社ビジネスバンクコンサルティング（同日付で商号を「株式会社ジェクシードコンサルティング」に変更）の取締役を同氏が辞任したことにより、当社が間接的に保有する株式会社中野サンブラザの議決権割合は、同氏が保有している25.8%減少いたします。株式会社中野サンブラザの議決権所有割合は当社が直接保有しております41.7%のみとなり、連結子会社から持分法適用関連会社に当たることとなります。なお、異動後も当社が筆頭株主であることには変わりはありません。当社は引き続き、株式会社中野サンブラザの経営を支援していく所存であります。

また、当該異動に伴い、㈱まちづくり中野21は持分法適用関連会社の範囲から除外されることとなりました。

##### ②異動の日付

平成19年7月2日

##### ③同社の会社概要

- (1) 商号 株式会社中野サンブラザ
- (2) 代表者 代表取締役社長 垣谷弓弦
- (3) 所在地 東京都中野区中野4-1-1
- (4) 設立年月日 平成16年7月30日
- (5) 主な事業の内容 ①貸会場の経営②ホテルの経営
- (6) 決算期 3月31日
- (7) 従業員数 123名
- (8) 資本の額 625,000千円
- (9) 発行済株式総数 24,000株
- (10) 所有割合 10,000株（所有割合 41.7%）

4. 新株予約権の発行

当社は平成19年7月19日開催の取締役会において、下記のとおり新株予約権の発行を決議しております。

(1) 新株予約権の発行要項  
新株予約権の内容等

(1) 新株予約権の名称及び数	株式会社B B H第3回新株予約権 320個
(2) 目的となる株式の種類及び数	<p>当社普通株式 1,600,000株（本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「割当株式数」という）は5,000株とする。）</p> <p>但し、下記第(1)号ないし第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>(1)当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>(2)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(3)割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号②ただし書に示される株式分割の場合、その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
(3) 発行価格	<p>1 新株予約権の発行価格 ブラックショールズモデルを用いて算定した結果に基づき、本新株予約権1個の当初の発行価格は79,550円とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、当初253.91円とする。但し、別記「目的となる株式の種類及び数」欄第(1)号ないし第(3)号および別記「行使価額」欄第3項によって調整が行われることがある。</p> <p>3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は会社計算規則第40条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
(4) 割当日	平成19年8月3日
(5) 払込期日	平成19年8月3日
(6) 新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し、またはこれに代えて当社の有する普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する場合における株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）は当初238円とする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1)当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>① 本項第(3)号②に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換・交換または行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>② 株式分割により普通株式を発行する場合。 調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。</p> <p>なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとし、株券の交付については別記（注）3の規定を準用する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整を行わない。</p> <p>③ 本項第(3)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当該普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。 調整後の行使価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債のすべてが当初の転換価額で転換され、または当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。</p> <p>(3)</p> <p>① 行使価額調整式中の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号②ただし書の場合は株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号ないし第(4)号により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②ただし書に示される株式分割の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金406,256,000円
新株予約権の行使期間	平成19年8月6日から平成21年8月3日までとする。但し、行使期間の終了日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 行使請求の受付場所 株式会社B B H 管理本部</p> <p>2 行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3 払込取扱場所 株式会社りそな銀行 池袋支店</p>

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>1 本新株予約権の行使は1新株予約権単位（新株予約権1個）で行うものとし、各新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>2 権利者が1個または複数の新株予約権を行使した場合には、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分については割り当てられないものとする。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び行使の条件</p>	<p>1 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併及び株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合には、当該効力発生日以前に残存する本新株予約権の全部を、新株予約権1個につきその払込金額と同額を対価として支払うことにより、取得することができるものとする。</p> <p>2 当社は、取締役会が本新株予約権を取得することを決議した場合は、割当先の承諾を得ることを条件に、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに通知又は、公告をしたうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権1個につきその払込金額と同額を対価として支払うことにより、取得することができるものとする。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
<p>代用払込みにに関する事項</p>	<p>該当事項なし。</p>
<p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「目的となる株式の種類及び数」欄に準じて決定します。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「行使価額」欄で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とします。</p> <p>(5) 新株予約権の権利行使期間 前記「新株予約権の行使期間」欄に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」欄に定める権利行使期間の末日までとします。</p> <p>(6) 新株予約権の譲渡制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄に準じて決定します。</p> <p>(8) 新株予約権の取得事由 前記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定します。</p>

(注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

①本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、必要事項を記入し、記名捺印のうえ、行使請求受付場所に提出するものとする。当該行使にかかる本新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約権証券を添付しなければならない。

②前号の行使請求書の提出とともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式にかかる行使価額の全額を現金にて払込取扱場所として当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

③行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

2 新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に到着し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。

3 新株予約権の行使後第1回目の配当

行使請求により交付された当社の普通株式の配当については、行使請求が1月1日から6月30日までになされたときは1月1日に、7月1日から12月31日になされたときは7月1日に、それぞれ新株の発行がなされたものとみなしてこれを支払うものとする。

4 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。

5 本新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求のあるときに限り新株予約権証券を発行するものとする。

(2) 新株予約権を発行する目的

当社は、平成19年7月2日をもって、純粋持株会社への移行が完了し、また、昨年から本年7月2日にかけて、子会社の整理・統合を行い、「原点帰帰」をキーワードに、コンサルティング事業への経営資源の集中を行っております。この政策により経営判断の迅速化、管理コストの削減、経営資源の効率的な運用などが可能となり、経営基盤の強化・今後の業績向上に資するものと考えております。

このような事業の再構築をより迅速に、かつ確実に達成し、企業価値のさらなる向上の為、当社グループの役員、従業員に対し、新株予約権を発行することを決議いたしました。これにより、当社グループの役員、従業員が業績及び経営に対する参加意識や士を一層高め、当社グループの企業価値の向上を図ることを狙いとしております。割当先は当社グループの企業価値向上に対し、中心的役割を担う役員、従業員を選定し、本人の意思を確認して決定しております。

当該新株予約権は、上記のとおり、企業価値の向上を当社グループの役員、従業員に課するものであり、当社といたしましては、その目的を明確化するため行使価額についてはディスカウントはせず、当社の株式の客観的な価値としては直近の市場価値を参照することとして行使価格を前日の株式会社ジャスダック証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格216円に10%のプレミアムを付加し（1円未満切上げ）、238円といたしました。当社グループといたしましては、業績回復による復配の実現と企業価値の向上を目指し、当社グループの役員、従業員一丸となって鋭意努力していく所存であります。

また、新株予約権の行使に伴い自己資本が充実すること、並びに行使価格は、株価の変動にもなって修正されず、一定の事由により調整される場合を除いては常に一定であり、権利行使による希薄化の割合は発行時に確定します。このようなことから、新株予約権の発行は、既存の株主様への影響を限定的とするものであります。

(3) 日程

平成19年7月19日（木） 取締役会決議

平成19年7月24日（火） 臨時報告書提出（関東財務局）

平成19年7月27日～平成19年8月3日（金） 申込期間

平成19年8月3日（金） 割当日

(4) 割当先の概要

当社代表取締役社長	田原弘之	209個
当社代表取締役副社長	藤田亨	3個
当社取締役	武田大	53個
当社取締役	芦田亮介	10個
当社執行役員	杉原均	2個
当社従業員	江口航	1個
当社従業員	風戸惇	1個
当社子会社取締役	根岸秀明	4個
当社子会社取締役	横須賀亮介	1個
当社子会社執行役員	宮嶋徹	2個
当社子会社執行役員	堀内卓	2個

5. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還

当社は下記のとおり、無担保転換社債型新株予約権付社債を繰上償還しております。

(1) 対象	株式会社ビジネスバンクコンサルティング第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
(2) 繰上償還の方法	残存する無担保転換社債型新株予約権付社債の全額を繰上償還いたします。
(3) 未行使額面総額	金600,000,000円（平成19年7月19日現在）
(4) 繰上償還の理由	当該無担保転換社債型新株予約権付社債に規定された償還条項の行使によるものであります。
(5) 償還期日	平成19年8月1日
(6) 繰上償還金額	額面100円につき100円

6. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の条件変更

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の社債権者の選択による繰上償還期日を、当初平成19年11月13日であったものを平成20年7月26日に変更しております。

7. 第1回新株予約権の一部消滅

(1) 新株予約権の名称	株式会社ビジネスバンクコンサルティング第1回新株予約権
(2) 割当てた新株予約権の総数	480,400個
(3) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数	当社普通株式 480,400株
(4) 消滅の理由	当該第1回新株予約権に規定された権利行使条件に合致せず、失権したためであります。
(5) 新株予約権の割当対象者及びその人数	当社前取締役 1名
(6) 消滅日	平成19年7月2日

前連結会計年度(自平成18年1月1日至平成18年12月31日)

1. 純粋持株会社制導入に伴う会社分割及び商号変更について

当社は、平成19年2月26日開催の取締役会において、純粋持株会社制導入に伴う会社分割及び商号変更に関して、下記のとおり決議し、平成19年3月28日開催の当社定時株主総会において新設分割計画書が承認されております。

(1) 純粋持株会社制導入に伴う会社分割

①純粋持株会社制導入の目的と基本方針

イ.経緯

当社は、平成16年12月期より、新会社の設立、積極的なM&A等によるグループ形成を行ってまいりました。その結果、現在は(i)ビジネスコンサルティング事業、(ii)コーポレートコンサルティング事業 (iii)債権・不動産投資事業、(iv)施設運営事業という4事業を展開しております。

また、平成18年12月15日には、100%子会社でありました株式会社B. B. インキュベーション(主に株式公開支援コンサルティング事業)と株式会社B. B. インベストメント(主にフィナンシャルアドバイザー事業)を合併させ、株式会社ビジネスバンクパートナーズとし、コーポレートコンサルティング事業をより一層充実したものとすなど、当社グループのビジネスモデルの整理・統合を進めております。

ロ.持株会社制度の導入

当社は新設会社分割により、ビジネスコンサルティング事業を分社化し、当社の100%子会社(新会社の商号は「株式会社ビジネスバンクコンサルティング」といたします。これにより、ビジネスコンサルティング事業の経営成績及び経営責任が明確となります。当社は持株会社として、上記4事業を展開する事業子会社群の管理運営に特化いたします。

ハ.当社の持株会社としての役割と注力分野

当社は持株会社として、当社グループ全体の経営の効率化を図ります。すなわち、各事業セグメントにおける問題点の抽出と解決、当グループの経営資源の最適化及びシナジーの構築を目指してまいります。また、当社グループ全体のリスクマネジメント及びコンプライアンスの一層の強化にも注力する所存です。

当社グループは、ビジネスコンサルティング事業を主力事業と位置づけ、これに注力してまいります。具体的には「プロフェッショナル」としての自覚を持った人材の育成と利益率の向上などを目標として掲げ、収益の獲得に努めてまいります。

J-SOX対応支援コンサルティングが実務指針の公表の遅れにより、昨年の受注が伸び悩んだものの、現在は順調に受注を伸ばしております。しかしながら、システム導入コンサルティングと共に顧客の需要に対し、コンサルタント人員の不足などが顕著化しております。積極的に人材獲得を支援し、当社主導によるM&A等も含め当事業を拡大していく所存であります。

また、コーポレートコンサルティング事業については、平成19年より事業再生案件、フィナンシャルアドバイザー業務の大型案件を獲得するなど、受注は順調であります。当社としては、良質な案件の発掘を支援するとともにリスクマネジメント、投資と回収の効率性管理等を行ってまいります。

ニ.人材について

人材についてはグループ各社において継続的な教育を実施するとともに、各セグメントごと、それぞれのキャリアパスの構築、キャリア支援等を行い、優秀な人材が集まる会社となること、優秀な人材を適正に評価する基盤を構築することを当社グループの共通理念とし、当社グループ間の人材の交流を促進するなど、愛着のある働きやすい職場の提供を目指してまいります。

ホ.自己資本について

今後の課題として、当社の連結自己資本比率の拡充があります。平成18年12月期連結貸借対照表上、自己資本比率(総資産に占める純資産)は11.5%であります。当社の財務体質の健全化と自己資本の拡充のため、既存株主の利益を損なわぬよう最大限の配慮をしつつ、これを早期に30%以上に引き上げる方針であります。これまで当社はビジネスコンサルティング事業を行う事業会社でありましたが、上記4事業を統括する純粋持株会社となり、それぞれの事業に対する投資家の理解も得やすくなると考えております。

②会社分割の要旨

イ.分割の日程

分割計画承認取締役会	平成19年2月26日
分割計画承認株主総会	平成19年3月28日(予定)
分割期日(効力発生日)	平成19年7月1日(予定)
分割登記	平成19年7月2日(予定)

ロ.分割方式

分割方式

当社を承継会社とし、株式会社ビジネスバンクコンサルティングを分割会社として新設し、既存の株式会社ビジネスバンクコンサルティングは商号変更し、株式会社B B Hとなる分社型新設分割(物的分割)です。

当分割方式を採用した理由

持株会社体制への迅速かつ効率的な移行のため、分社型新設分割方式を採用いたしました。

ハ.株式の割当

本件分割により設立会社の発行する普通株式1,600株はすべて当社に割当てられます。

ニ. 会計処理の概要

企業結合会計上の分類において、本件分割は共通支配下の取引に該当いたします。

ホ. 新設会社が承継する権利義務

当社のビジネスコンサルティング事業の営業に係わる一切の権利義務を承継いたします。債務の承継については、新設会社による免責的債務引受の方法によります。

ヘ. 債務履行の見込み

本分割において当社及び新設会社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題はないと判断しております。

ト. 新設会社に新たに就任する役員

<取締役の氏名>	
代表取締役社長	大島 一成
代表取締役副社長	藤田 亨
取締役	橋戸 繁季
	横須賀 亮介
	森 貴弘
<監査役の氏名>	
監査役	井田 武宣

③分割当時会社の概要

	分割会社 平成19年7月1日予定	新設分割会社 平成19年7月1日予定
(1) 商号	株式会社B B H (現㈱ビジネスバンクコンサルティング)	株式会社ビジネスバンクコンサルティング
(2) 事業内容	グループを統括する管理運営 (純粋持株会社)	システム導入コンサルティング、業務コンサルティング、J-SOX対応支援コンサルティング、B L B等、現ビジネスバンクコンサルティングが行う一切の事業
(3) 設立年月日	昭和39年10月6日	平成19年7月1日 (予定)
(4) 本店所在地	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
(5) 代表者	代表取締役社長 田原 弘之	代表取締役社長 大島 一成
(6) 資本金の額	507,732千円	80,000千円 (予定)
(7) 発行済株式総数	4,932千株	1,600株 (予定)
(8) 純資産	884,433千円 (平成18年12月31日現在)	80,000千円 (予定)
(9) 総資産	4,173,918千円 (概算)	877,940千円 (概算)
(10) 決算期	12月31日 (中間決算6月30日)	12月31日 (中間決算6月30日)
(11) 従業員数	6名	65名
(12) 主要取引先	—	株式会社菱化システム 日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社 ベリングポイント株式会社 カルテシス・ジャパン株式会社 株式会社電通国際情報サービス 仰星監査法人
(13) 大株主及び持株比率 (平成18年12月現在)	大島 一成 35.5% ㈱アーティストハウスホールディングス 2.8% 寺島 順子 2.8%	株式会社B B H 100% (予定)
(14) 主要取引銀行	りそな銀行 みずほ銀行	りそな銀行 (予定) みずほ銀行 (予定)
(15) 当時会社との関係	資本関係	新設会社は分割会社の完全子会社になります。
	人的関係	新設会社の従業員はすべて分割会社からの転籍になります。
	取引関係	分割会社が役務の一部を提供します。

(注) 分割期日は平成19年7月1日を予定しており、引継資産・負債等は平成19年6月30日時点の数値を用いる予定であります。上記数値は平成18年12月31日時点の数値を参考数値として使用しておりますので実際の数値とは異なります。

④分割する事業部門の概要

イ. 事業の内容

コンサルティング事業 (業務コンサルティング・システム導入コンサルティング・J-SOX対応支援コンサルティング・B L Bなど当社が行うコンサルティング事業全般)

ロ. 当該分割予定事業の平成18年12月期における経営成績

(単位: 千円)

	当該事業部門 (A)	提出会社 (B)	比率 ( (A) / (B) × 100)
売上高	1,338,397	1,338,397	100%
売上総利益	203,602	203,602	100%
営業利益	△281,517	△281,517	100%
経常利益	△330,777	△330,777	100%

## ハ、譲渡資産、負債の項目及び概算金額（平成18年12月31日現在）

（単位：千円）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	741,754	流動負債	786,595
有形固定資産	20,219	固定負債	11,345
無形固定資産	114,989	—	
投資その他資産	977	—	
合計	877,940	合計	797,940

（注）分割期日は平成19年7月1日を予定しており、引継資産・負債等は平成19年6月30日時点の数値を用いる予定であります。上記数値は平成18年12月31日時点の数値を参考数値として使用しておりますので実際の数値とは異なります。

## ⑤分割後の当社の状況

(1)商号	株式会社B B H
(2)事業内容	グループを統括する管理運営（純粋持株会社）
(3)本店所在地	変更なし
(4)代表者	代表取締役社長 田原 弘之
(5)資本金の額	507,732千円
(6)総資産	4,173,918千円（平成18年12月31日現在）
(7)決算期	12月

## 2. 商号変更

## ①新商号

株式会社B B H(ビービーエイチ)（英文名 B B H C O. , L T D. ）

## ②変更日

平成19年7月1日（予定）

## ③変更の理由

当社は平成19年7月1日をもって会社分割を行い、純粋持株会社制へ移行する予定であります。それに伴い、主たる事業もコンサルティング事業から、純粋持株会社としてグループ会社を統轄し、管理・運営することとなります。これまで当社は、「B B C」という呼称で親しまれてまいりました。その呼称を生かしつつ純粋持株会社としての機能を勘案し、この度、B B Cグループの持株会社であることから株式会社B B Hと商号変更することといたしました。今後につきましては、新たな商号のもと、更なるグループの企業価値向上とブランドの確立、浸透に努めてまいります。

## 3. 訴訟の和解

株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、有限会社ティー・ピー・ジーより訴訟を提起されておりましたが、平成19年3月16日付で裁判外により和解が成立いたしました。また、当該和解の条件に、株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンが株式会社龍光に対して提起しておりました訴訟の取下げも含まれております。なお、これに伴い当該和解金額を特別損失に計上することといたしました。

## (1) 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

平成17年12月27日付で有限会社ティー・ピー・ジーは、株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンに対し、平成17年6月28日付貸付債権等譲渡契約に基づき、代金支払請求の訴え（以下「本件訴訟1」といいます。）を申し立てておりました。

平成18年3月17日付で株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、株式会社龍光に対し、平成17年6月1日付債権譲受コンサルティング契約に基づき、コンサルティング報酬請求の訴え（以下「本件訴訟2」といいます。）を申し立てておりました。

平成19年3月16日付で裁判外において、株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンと有限会社ティー・ピー・ジーとの間で和解が成立し、当該和解条件に従って、本件訴訟1については、訴えの取下げが完了し、本件訴訟2については、株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンが東京地方裁判所に対し、訴えの取下げの意思表示を行いました（なお、訴えの取下げが認められるためには、相手方の同意が必要になります。従って、株式会社龍光が当該訴えの取下げに同意したときに、本件訴訟2について訴えの取下げが完了します。）。

## (2) 和解の内容

①有限会社ティー・ピー・ジーは、本件訴訟1について、訴えの取下げの意思表示を行い、株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンはこれに同意する。

②株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、有限会社ティー・ピー・ジーに対し、和解金として金1億円を支払う。

③株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、本件訴訟2について、訴えの取下げの意思表示を行う。

## (3) 当該事項の影響

第44期連結会計年度（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）の連結財務諸表におきまして、上記和解金を特別損失として計上いたしません。

## (2) 【その他】

### 重要な訴訟事件

1. 当社の連結子会社でありました株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンは平成17年12月27日付で東京地方裁判所において有限会社ティー・ピー・ジーより同社との間で締結された平成17年6月28日付貸付債権等譲渡契約書に基づき、貸付債権等の受け取りと代金55億4,000万円の支払を求める売買契約の履行請求（代金55億4,000万円の支払）訴訟の提起を受けておりましたが、みなし売却日（平成19年1月31日）以後、平成19年3月16日付で裁判外により和解が成立し、終了いたしております。  
また、上記訴訟に関連した、株式会社龍光、及び株式会社ゼクスに対する訴訟のうち株式会社龍光に対する訴訟についても終了しております。  
なお、当社は株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンの当社保有全株式を売却済みであり、これらの訴訟が今後、当社の財務諸表に影響を与えることは現時点ありません。
2. チャンスラボ株式会社は過去の当社との営業行為に基づき当社が受領した金員について、支払請求をしてきておりますが、それらの支払債務はいずれも存在しないものであるため、当社は平成18年10月10日付で同社に対し、東京地方裁判所に債務不存在確認請求の訴訟を提起いたしました。  
なお、チャンスラボ株式会社は上記の訴訟に対し反訴を提起しており、現在係争中であります。
3. 株式会社チャンスイットは過去の当社との営業行為に基づき当社が受領した金員について、支払請求をしてきておりますが、それらの支払債務はいずれも存在しないものであるため、当社は平成18年10月10日付で同社に対し、東京地方裁判所に債務不存在確認請求の訴訟を提起いたしました。  
なお、株式会社チャンスイットは上記の訴訟に対し反訴を提起しており、現在係争中であります。
4. 当社は、平成18年12月28日付で東京地方裁判所において訴訟の提起を受けており、現在係争中であります。（訴状送達日は平成19年2月1日）  
当社は、平成18年3月31日、トライアンプ・センチュリー・インベストメント・リミテッドとの間で、当社が保有していた株式会社メディカルネットバンクの株式（以下「本件株式」といいます。）をトライアンプ・センチュリー・インベストメント・リミテッドに譲渡することを内容とする株式譲渡契約（以下「本件譲渡契約」といいます。）を締結しました。  
ところが、トライアンプ・センチュリー・インベストメント・リミテッド及び同社を実質的に支配する株式会社ジャパン・ヘルスケア・システムは、本件譲渡契約の締結に際し、当社による十分な情報開示がなされていなかったなどとして、当社他2名（以下「株式会社BBHら」といいます。）を被告として、本件譲渡契約消又は無効及び当社の説明義務違反等を主張して、本件株式の譲渡代金及び本件譲渡契約の締結に起因する損害について、以下の損害賠償請求の訴訟を提起してきました。  
主位的請求  
① 株式会社BBHらは、トライアンプ・センチュリー・インベストメント・リミテッドに対し、2億7,093万円及びこれに対する年6分の割合による金員を支払え（株式譲渡代金分）  
② 株式会社BBHらは、トライアンプ・センチュリー・インベストメント・リミテッドに対し、連帯して6,996万円及びこれに対する年6分の割合による金員を支払え（株式譲渡代金分）  
③ 株式会社BBHらは、株式会社ジャパン・ヘルスケア・システムに対し、連帯して1億9,042万1,285円及びこれに対する年6分の割合による金員を支払え（その他の損害）  
④ 訴訟費用は株式会社BBHらの負担とする  
予備的請求  
① 株式会社BBHらは、トライアンプ・センチュリー・インベストメント・リミテッドに対し、連帯して4億2,086万円及びこれに対する年6分の割合による金員を支払え（株式譲渡代金分）  
② 株式会社BBHらは、株式会社ジャパン・ヘルスケア・システムに対し、連帯して、1億9,042万1,825円及びこれに対する年6分の割合による金員を支払え（その他の損害）  
③ 訴訟費用は 株式会社BBHらの負担とする  
なお、予備的請求とは、主位的請求が裁判所に認められない場合を想定して予備的に主張するものですので、主位的請求及び予備的請求の両方が認められることはありません。

## 2【中間財務諸表等】

### (1)【中間財務諸表】

#### ①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年6月30日)		当中間会計期間末 (平成19年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		1,030,089		1,028,330		1,045,413	
2. 売掛金		224,403		359,094		402,481	
3. 営業投資有価証券		399,660		—		295,536	
4. たな卸資産		58,451		10,263		12,087	
5. 関係会社短期貸付金		104,057		90,000		90,000	
6. 未収入金		—		726,926		12,686	
7. その他	※3	44,942		165,217		191,411	
貸倒引当金		△562		△53,604		△562	
流動資産合計		1,861,042	41.5	2,326,228	64.0	2,049,054	43.4
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1	51,606		45,420		48,633	
2. 無形固定資産		150,855		126,736		115,602	
3. 投資その他の資産							
(1) 関係会社株式	※2	2,289,995		789,995		2,289,995	
(2) 投資有価証券		—		256,519		2,886	
(3) その他		132,538		90,613		210,807	
計		2,422,533		1,137,128		2,503,688	
固定資産合計		2,624,995	58.5	1,309,286	36.0	2,667,924	56.6
資産合計		4,486,038	100.0	3,635,514	100.0	4,716,978	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年6月30日)		当中間会計期間末 (平成19年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 買掛金		93,260		76,606		175,327	
2. 短期借入金		400,000		212,500		300,000	
3. 一年以内返済予定 長期借入金	※2	525,000		225,000		500,000	
4. 未払法人税等		2,761		5,122		—	
5. 賞与引当金		5,090		—		6,073	
6. その他	※3	109,031		109,189		64,798	
流動負債合計		1,135,143	25.3	628,418	17.3	1,046,200	22.2
II 固定負債							
1. 社債		700,000		1,800,000		1,800,000	
2. 退職給付引当金		9,700		12,034		11,345	
3. 長期借入金	※2	1,375,000		325,000		975,000	
固定負債合計		2,084,700	46.5	2,137,034	58.8	2,786,345	59.0
負債合計		3,219,843	71.8	2,765,452	76.1	3,832,545	81.2
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		507,732	11.3	507,732	14.0	507,732	10.8
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		513,182		513,182		513,182	
資本剰余金合計		513,182	11.5	513,182	14.1	513,182	10.9
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		550		550		550	
(2) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		344,310		△105,602		18,987	
利益剰余金合計		344,860	7.7	△105,052	△2.9	19,537	0.4
4. 自己株式		△57,160	△1.3	△57,160	△1.6	△57,160	△1.2
株主資本合計		1,308,615	29.2	858,702	23.6	983,292	20.9
II 評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		△42,420	△1.0	1,121	0.0	△109,098	△2.3
評価・換算差額等合計		△42,420	△1.0	1,121	0.0	△109,098	△2.3
III 新株予約権		—	—	10,239	0.3	10,239	0.2
純資産合計		1,266,194	28.2	870,062	23.9	884,433	18.8
負債純資産合計		4,486,038	100.0	3,635,514	100.0	4,716,978	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
I 売上高			542,455	100.0		754,953	100.0		1,338,397	100.0
II 売上原価			426,750	78.7		613,967	81.3		1,134,795	84.8
売上総利益			115,704	21.3		140,986	18.7		203,602	15.2
III 販売費及び一般管理 費			208,585	38.4		348,675	46.2		485,119	36.2
営業利益 (△損失)			△92,881	△17.1		△207,688	△27.5		△281,517	△21.0
IV 営業外収益	※1		1,891	0.3		16,408	2.2		18,670	1.4
V 営業外費用	※2		30,514	5.6		25,232	3.4		67,931	5.1
経常利益(△損失)			△121,503	△22.4		△216,512	△28.7		△330,777	△24.7
VI 特別利益	※4		930	0.2		506,073	67.0		930	0.1
VII 特別損失	※5		—	—		402,515	53.3		129,419	9.7
税引前中間(当期) 純利益(△損失)			△120,573	△22.2		△112,954	△15.0		△459,266	△34.3
法人税、住民税及 び事業税		1,253			1,253			2,398		
法人税等調整額		8,796	10,049	1.9	10,382	11,635	1.5	△5,719	△3,320	△0.2
中間(当期)純利 益(△損失)			△130,623	△24.1		△124,589	△16.5		△455,946	△34.1

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成17年12月31日残高（千円）	507,732	513,182	513,182	550	499,193	499,743	△57,160	1,463,498
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当					△24,260	△24,260		△24,260
中間純利益					△130,623	△130,623		△130,623
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額（純額）								
中間会計期間中の変動額合計（千 円）	—	—	—	—	△154,883	△154,883	—	△154,883
平成18年6月30日残高（千円）	507,732	513,182	513,182	550	344,310	344,860	△57,160	1,308,615

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
平成17年12月31日残高（千円）	2,069	2,069	1,465,567
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当			△24,260
中間純利益			△130,623
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額（純額）	△44,489	△44,489	△44,489
中間会計期間中の変動額合計（千 円）	△44,489	△44,489	△199,372
平成18年6月30日残高（千円）	△42,420	△42,420	1,266,194

当中間会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
平成18年12月31日残高（千円）	507,732	513,182	513,182	550	18,987	19,537	△57,160	983,292	
中間会計期間中の変動額									
中間純利益					△124,589	△124,589		△124,589	
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額（純額）									
中間会計期間中の変動額合計（千 円）	—	—	—	—	△124,589	△124,589	—	△124,589	
平成19年6月30日残高（千円）	507,732	513,182	513,182	550	△105,602	△105,052	△57,160	858,702	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
平成18年12月31日残高（千円）	△109,098	△109,098	10,239	884,433
中間会計期間中の変動額				
中間純利益				△124,589
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額（純額）	110,219	110,219	—	110,219
中間会計期間中の変動額合計（千 円）	110,219	110,219	—	△14,370
平成19年6月30日残高（千円）	1,121	1,121	10,239	870,062

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成17年12月31日残高（千円）	507,732	513,182	513,182	550	499,193	499,743	△57,160	1,463,498
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△24,260	△24,260		△24,260
当期純利益					△455,946	△455,946		△455,946
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計（千円）	—	—	—	—	△480,206	△480,206	—	△480,206
平成18年12月31日残高（千円）	507,732	513,182	513,182	550	18,987	19,537	△57,160	983,292

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
平成17年12月31日残高（千円）	2,069	2,069	—	1,465,567
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△24,260
当期純利益				△455,946
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額（純額）	△111,167	△111,167	10,239	△100,928
事業年度中の変動額合計（千円）	△111,167	△111,167	10,239	△581,134
平成18年12月31日残高（千円）	△109,098	△109,098	10,239	884,433

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1. 資産の評価基準及び 評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券（営業投資有価証券を含む） 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) たな卸資産 商品 個別法による原価法を採用しております。 仕掛品 個別法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式 同左 その他有価証券（営業投資有価証券を含む） 時価のあるもの 同左  時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 商品 同左 仕掛品 同左</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式 同左 その他有価証券（営業投資有価証券を含む） 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 商品 同左 仕掛品 同左</p>
2. 固定資産の減価償却 の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 10～15年 車輛運搬具 6年 工具器具備品 4～6年</p> <p>(2) 無形固定資産 市場販売目的ソフトウェアについては見込有効期間（3年以内）における販売数量に基づく方法、また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
	<p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務の当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 (賞与支給対象期間の変更) 当社は当中間会計期間において、賃金規程を改定し、支給対象期間を変更いたしました。この結果、当中間会計期間における賞与引当金残高はございません。なお、この変更が損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	当社は株式上場等のコンサルティングに付随して取得した営業投資有価証券について、営業投資有価証券売却高及び受取配当金は「売上高」に、売却有価証券帳簿価額、支払手数料及び評価損等は「売上原価」にそれぞれ計上することとしております。	同左	同左
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ方法 ヘッジ手段…金利スワップ取引 ヘッジ対象…借入金の金利</p> <p>(3) ヘッジ方針 一部の借入金について金利スワップ取引により金利変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ方法 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ方法 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
7. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の処理方法 同左	消費税等の処理方法 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>
<p>—————</p>	<p>(有形固定資産の減価償却方法の変更) 平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した資産について、改正後の法人税法に基づく償却方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は1,266,194千円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は884,433千円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
<p>(役員賞与に関する会計基準) 当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>(役員賞与に関する会計基準) 当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>
<p>(ストック・オプション等に関する会計基準等) 当中間会計期間より「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプションに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成17年12月27日）を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準等) 当事業年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプションに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成17年12月27日）を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>
<p>(貸借対照表)</p> <p>_____</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p>「投資有価証券」(前中間会計期間3,205千円)は、当中間会計期間末においては投資その他の資産の「その他」に含めて表示していましたが、当中間会計期間末においてその重要性が増したため区分掲記いたしました。</p>

追加情報

<p>前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>
<p>_____</p>	<p>前中間会計期間では営業投資有価証券として流動資産に表示しておりました有価証券は、当中間会計期間より、その保有目的の変更により投資有価証券として投資その他の資産に表示しております。</p> <p>なお、当中間会計期間において、当該有価証券の一部について時価及び価値の下落していると認められるものについて、特別損失に投資有価証券評価損を計上しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年6月30日)	当中間会計期間末 (平成19年6月30日)	前事業年度末 (平成18年12月31日)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 60,617千円</p> <p>※2. 担保資産及び担保付債務</p> <p>(1) 担保提供資産 関係会社株式 1,500,000千円</p> <p>(2) 対応債務 一年内返済予定の 長期借入金 300,000千円 長期借入金 675,000 計 975,000</p> <p>また、関連会社の長期借入金1,056,000千円(うち、一年以内返済予定の長期借入金116,000千円)の担保の一部として、当社の保有する関係会社株式(子会社株式)500,000千円に質権が設定されております。</p> <p>※3. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 75,620千円</p> <p>※2. 担保資産及び担保付債務 関連会社の長期借入金 940,000千円(うち、一年以内返済予定長期借入金116,000千円)の担保の一部として、当社の保有する関係会社株式(子会社株式)500,000千円に質権が設定されております。</p> <p>※3. 消費税等の取扱い 同左</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 68,689千円</p> <p>※2. 担保資産及び担保付債務</p> <p>(1) 担保提供資産 関係会社株式 1,500,000千円</p> <p>(2) 対応債務 一年内返済予定の 長期借入金 300,000千円 長期借入金 525,000 計 825,000</p> <p>また、関係会社の長期借入金 998,000千円(うち、一年以内返済予定の長期借入金 116,000千円)の担保の一部として、当社の保有する関係会社株式(子会社株式)500,000千円に質権が設定されております。</p> <p>※3. _____</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
<p>※1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 1,674千円</p> <p>※2. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 21,431千円 社債利息 5,075千円</p> <p>3. 減価償却実施額 有形固定資産 5,808千円 無形固定資産 23,476千円</p> <p>※4. 特別利益のうち主要なもの 子会社株式売却益 930千円</p> <p>※5. _____</p>	<p>※1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 3,228千円 経営管理料 12,000千円</p> <p>※2. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 14,387千円 社債利息 5,059千円</p> <p>3. 減価償却実施額 有形固定資産 6,930千円 無形固定資産 13,691千円</p> <p>※4. 特別利益のうち主要なもの 子会社株式売却益 500,000千円 賞与引当金戻入益 6,073千円</p> <p>※5. 特別損失のうち主要なもの 投資有価証券評価損 314,889千円 貸倒引当金繰入額 53,042千円 固定資産除却損 23,787千円 ソフトウェア臨時償却費 10,796千円</p>	<p>※1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 4,967千円</p> <p>※2. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 42,280千円 社債利息 10,150千円 支払手数料 4,543千円</p> <p>3. 減価償却実施額 有形固定資産 13,880千円 無形固定資産 98,782千円</p> <p>※4. 特別利益のうち主要なもの 子会社株式売却益 930千円</p> <p>※5. 特別損失のうち主要なもの 前期損益修正損 75,000千円 ソフトウェア臨時償却費 54,419千円</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
普通株式	40,000	—	—	40,000
合計	40,000	—	—	40,000

当中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
普通株式	80,000	—	—	80,000
合計	80,000	—	—	80,000

前事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	40,000	40,000	—	80,000
合計	40,000	40,000	—	80,000

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、平成18年4月14日開催の取締役会決議により、平成18年7月1日付けの株式分割(普通株式1株につき2株)に伴うものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)				当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)				前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. 借主側 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. 借主側 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. 借主側 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
有形固定資産(工具器具備品)	53,528	23,154	30,374	有形固定資産(工具器具備品)	53,528	34,288	19,240	有形固定資産(工具器具備品)	53,528	28,721	24,807
無形固定資産(ソフトウェア)	19,878	8,282	11,595	無形固定資産(ソフトウェア)	19,878	13,252	6,626	無形固定資産(ソフトウェア)	19,878	10,767	9,111
合計	73,407	31,437	41,970	合計	73,407	47,540	25,866	合計	73,407	39,489	33,918
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 23,068千円 1年超 51,092千円 合計 74,161千円				(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 24,132千円 1年超 26,960千円 合計 51,092千円				(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 23,760千円 1年超 39,052千円 合計 62,813千円			
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 8,400千円 減価償却費相当額 8,051千円 支払利息相当額 708千円				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 8,226千円 減価償却費相当額 8,051千円 支払利息相当額 462千円				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 16,716千円 減価償却費相当額 16,103千円 支払利息相当額 1,294千円			
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左			
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				(5) 利息相当額の算定方法 同左				(5) 利息相当額の算定方法 同左			
2. 貸主側 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 7,815千円 1年超 20,581千円 合計 28,397千円				2. 貸主側 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 8,216千円 1年超 12,365千円 合計 20,581千円				2. 貸主側 未経過リース料期末残高相当額 1年内 8,013千円 1年超 16,524千円 合計 24,538千円			
(注) 上記は全て転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料中間期末残高相当額であります。 なお当該転貸リース取引はおおむね同一の条件で第三者にリースしているもので、ほぼ同額の残高が上記の借主側の未経過リース料中間期末残高相当額に含まれております。				同左				(注) 上記は全て転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料期末残高相当額であります。 なお当該転貸リース取引はおおむね同一の条件で第三者にリースしているもので、ほぼ同額の残高が上記の借主側の未経過リース料期末残高相当額に含まれております。			

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成18年6月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末 (平成19年6月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末 (平成18年12月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1株当たり純資産額 521.93円	1株当たり純資産額 177.21円	1株当たり純資産額 180.17円
1株当たり中間純損失金額 53.84円	1株当たり中間純損失金額 25.67円	1株当たり当期純利益金額 93.97円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式は希薄化効果を有しないため記載しておりません。</p>	<p>同左</p>	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失ため記載しておりません。</p> <p>当社は、平成18年7月1日付けをもって普通株式1株に対して普通株式2株の割合で株式分割を行いました。</p> <p>なお、当該株式分割が期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については以下のとおりであります。</p> <p>1株当たり純資産額 302.01円 1株当たり当期純利益金額 14.87円</p>

(注) 1株当たり中間(当期)純利益(損失)金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
中間(当期)純利益(△損失)(千円)	△130,623	△124,589	△455,946
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(△損失)(千円)	△130,623	△124,589	△455,946
期中平均株式数(千株)	2,426	4,852	4,852
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	①第1回新株予約権 250,000株	①第1回新株予約権 498,000株 ②第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 508,700株 ③第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 653,500株 ④第2回新株予約権 300,000株	①第1回新株予約権 500,000株 ②第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 508,700株 ③第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 653,500株 ④第2回新株予約権 300,000株

※平成18年7月1日付けをもって普通株式1株を2株に分割しており、前中間会計期間の第1回新株予約権は、当該株式分割前の株式数に基づいております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

1. 株式分割

平成18年4月14日開催の当社取締役会の決議に基づき、下記の通り株式分割による新株式を発行しております。

(1) 平成18年7月1日をもって普通株式1株につき2株の分割をしております。

①分割により増加する株式数 普通株式 2,466,000株

②分割方法 平成18年6月30日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割しております。

(2) 配当起算日 平成18年7月1日

(3) 当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間会計期間及び前会計年度における1株当たり情報並びに当期首に行われたと仮定した場合の当中間会計期間における1株当たり情報は以下のとおりとなります。

前中間会計期間		当中間会計期間		前会計年度	
1株当たり純資産額	220.28円	1株当たり純資産額	260.96円	1株当たり純資産額	302.05円
1株当たり中間純損失金額	13.40円	1株当たり中間純損失金額	26.92円	1株当たり当期純利益金額	14.87円
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	— 円	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	— 円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	— 円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式は希薄化効果を有しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

2. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

当社は、平成18年7月10日開催の取締役会において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を決議いたしております。

1 社債の名称	株式会社ビジネスバンクコンサルティング第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2 発行総額	金600,000,000円
3 各社債の金額	金25,000,000円の1種
4 社債券の形式	無記名式
5 利率(%)	本社債には利息は付さない。
6 発行価格	額面100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込は要しない。
7 償還価格	額面100円につき金100円
8 償還期限	平成21年7月26日
9 申込期間	平成18年7月19日(水)から平成18年7月25日(火)まで
10 払込期日	平成18年7月26日(水)
11 募集方法	第三者割当ての方法により、全額をBank of Bermuda (Cayman) Limitedに割当てる。
12 物上担保・担保保証の有無	本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
13 財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資することが新株予約権の内容とされたものをいう。

14 利払日	該当事項なし
15 償還の方法及び期限	<p>1 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 平成21年7月26日(償還期限)にその総額を額面100円につき金100円にて償還する。ただし、本社債の繰上償還については本項第(2)号乃至第(4)号に定めるところによる。</p> <p>(2) 当社の選択による繰上償還</p> <p>①当社は、当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をすることを当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。)で決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部を本社債の額面100円につき金100円で繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。</p> <p>②当社は、その選択により、本社債権者に対して、平成18年10月を最初の月として(当月を含む。)、その後3か月毎の第2金曜日(ただし、第2金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする。)まで(当日を含む。)に事前通知を行った上で、翌月の第1銀行営業日に、残存する本社債の全部を額面100円につき金100円で、繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。</p> <p>(3) 本社債権者の選択による繰上償還</p> <p>本社債権者は、平成20年7月26日(以下、「償還期日」という。)に、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本社債権者は、当該償還期日の30日前までに、所定の償還請求書に、償還を受けようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印をしたうえ、当該本新株予約権付社債券を添えて本項第3号記載の償還金支払場所に預託しなければならない。</p> <p>(4) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日に支払を繰り上げる。</p> <p>3 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)</p> <p>株式会社ビジネスバンクコンサルティング 管理本部</p>
16 本社債に付された本新株予約権の数	各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計24個の本新株予約権を発行する。
17 本新株予約権の発行価格	本新株予約権は無償にて発行するものとする。
18 新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
19 新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の行使請求(第20項に定義する。)により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額(以下に定義する。)で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式(1単元の株式の数は100株)が発生する場合、会社法第192条に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。</p> <p>なお、「転換価額」とは、第23項第2号記載の金額を指すが、これが調整される場合には、かかる調整後の金額を指す。</p>
20 新株予約権の行使期間	<p>平成18年7月27日から平成21年7月11日までの間(以下、「行使可能期間」という。)いつでも本新株予約権を行使すること(以下、「行使請求」という。)ができる。但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、②本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、所定の償還請求書及び当該本新株予約権付社債券が第15項第(3)号記載の償還金支払場所に預託されたときまで、また③期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。</p> <p>上記のいずれの場合も、平成21年7月11日より後に本新株予約権を行使することはできない。</p>
21 新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
22 新株予約権の取得事由及び消却の条件	該当事項なし
23 新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の払込金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額は、当初1,215円とする。</p>
24 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金600,000,000円
25 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の資本組入額は、当社普通株式1株の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

「既発行普通株式数」は当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(3)号②に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換・交換または行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降または、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本項第(2)号③または⑤による転換価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い当社普通株式株1株当たりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号③による転換価額の調整が修正日以前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使されたものとみなして本項第(2)号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号③または上記(i)による転換価額の調整が修正日以前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの

本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

⑥本項第(2)号③乃至⑤における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦本項第(2)号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) ①転換価額調整中の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日(ただし、本項第(2)号⑦の場合は基準日)に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該転換価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

④本項第(2)号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は本項第(2)号の規定のうち、当社証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(4) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。

27 代用払込に関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。なお、交付株式数に転換価額（ただし、第26項によって調整された場合は調整後の転換価額）を乗じた額が本社債の払込金額を下回る場合には、発行会社は、その差額分を精算金として、本新株予約権付社債の社債権者に対して直ちに交付する。
28 本新株予約権の行使後第1回目の配当	行使請求により交付された当社の普通株式の利益配当金については、行使請求が1月1日から6月30日になされたときは1月1日に、7月1日から12月31日までになされたときは7月1日に、それぞれ新株の発行がなされたものとみなしてこれを支払うものとする。
29 本新株予約権の発行価格を無償とする理由及びその行使に際して払込むべき金額の算定理由	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は、株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引における平成18年7月7日（金）終値に0.9を乗じて算出される金額（1,215円）を基準とした。
30 行使請求受付場所	株式会社ビジネスバンクコンサルティング 管理本部
31 行使請求取次場所	該当事項なし
32 社債管理会社	本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書および会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置されない。
33 新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
34 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。	
35 上記各項については証券取引法による届出の効力発生を条件とする。	

### 3. 株式交換による株式会社東京リートの完全子会社化の中止

平成18年6月1日、当社は株式会社東京リート（現社名；株式会社パレックス）との間で平成18年10月1日を効力発生日とする株式交換契約を締結いたしました。当該契約において、株式会社東京リートの普通株式1株に対し当社の普通株式84.41株を割り当て交付する予定でありました。しかしながらその後、慎重な検討を重ねた結果、平成18年8月25日開催の取締役会の承認を得て、当該株式交換契約を合意解除いたしました。

当中間会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

#### 1. 会社分割による持株会社制への移行

##### (1) 内容

##### ①経緯

当社は、平成16年12月期より、新会社の設立、積極的なM&Aなどによるグループ形成を行ってまいりました。その結果、(i) コンサルティング事業、(ii) 債権・不動産投資事業（※当中間会計期間中に当該事業を行う㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンの当社保有全株式を売却しております。）、(iii) 施設運営事業、(iv) コンサルティング事業に伴う機器販売の他事業という四事業を展開しております。

また、平成18年12月15日には、100%子会社でありました㈱B.B. インキュベーションと㈱B.B. インベストメントを合併させ、㈱ビジネスバンクパートナーズとし、コーポレートアドバイザーサービスをより一層充実したものとするなど、当社グループのビジネスモデルの整理・統合を進めております。

##### ②持株会社制度の導入

当社は新設会社分割により、当社のコンサルティング事業を分社化し、当社の100%子会社（新会社現商号「株式会社ジェクシードコンサルティング」）といたしました。これにより、コンサルティング事業の経営成績及び経営責任が明確となります。当社は持株会社として、上記四事業を展開する事業子会社群の管理運営に特化いたします。

##### ③当社の持株会社としての役割と注力分野

当社は持株会社として、当社グループ全体の経営の効率化を図ります。すなわち、各事業セグメントにおける問題点の抽出と解決、当社グループの経営資源の最適化及びシナジーの構築を目指してまいります。また、当社グループ全体のリスクマネジメント及びコンプライアンスの一層の強化にも注力する所存です。

当社グループは、ビジネスコンサルティング事業を主力事業と位置づけ、これに注力してまいります。具体的には「プロフェッショナル」としての自覚を持った人材の育成と利益率の向上などを目標として掲げ、収益の獲得に努めてまいります。

J-SOX対応コンサルティングが実務指針の公表の遅れにより、昨年の受注が伸び悩んだものの、現在は順調に受注を伸ばしております。しかしながら、システム導入コンサルティングと共に顧客の需要に対し、コンサルタント人員の不足などが顕著化しております。積極的に人材獲得を支援し、当社主導によるM&Aなども含め当事業を拡大していく所存であります。

また、コーポレートアドバイザーサービスについては、平成19年より事業再生案件、フィナンシャルアドバイザー業務の大型案件を獲得するなど、受注は順調であります。当社としては、良質な案件の発掘を支援するとともにリスクマネジメント、投資と回収の効率性管理などを行ってまいります。

##### ④人材について

人材についてはグループ各社において継続的な教育を実施するとともに、各セグメントごと、それぞれのキャリアパスの構築、キャリア支援などを行い、優秀な人材が集まる会社となること、優秀な人材を適正に評価する基盤を構築することを当社グループの共通理念とし、当社グループ間の人材の交流を促進するなど、愛着のある働きやすい職場の提供を目指してまいります。

## (2) 会社分割の要旨

### ①分割の日程

分割計画承認取締役会	平成19年2月26日
分割計画承認株主総会	平成19年3月28日
分割期日（効力発生日）	平成19年7月 1日
分割登記	平成19年7月 2日

### ②分割方式

#### イ. 分割方式

当社を承継会社とし、株式会社ビジネスバンクコンサルティング（「株式会社ジェクシードコンサルティング」に商号変更）を分割会社として新設し、既存の株式会社ビジネスバンクコンサルティングは商号変更し、株式会社B B Hとなる分社型新設分割（物的分割）です。

#### ロ. 当分割方式を採用した理由

持株会社体制への迅速かつ効率的な移行のため、分社型新設分割方式を採用いたしました。

### ③株式の割当

本件分割により設立会社の発行する普通株式1,600株はすべて当社に割り当てられます。

### ④会計処理の概要

企業結合会計上の分類において、本件分割は共通支配下の取引に該当いたします。

### ⑤新設会社が承継する権利義務

当社のコンサルティング事業の営業に係わる一切の権利義務を承継いたします。債務の承継については、新設会社による免責的債務引受の方法によります。

### ⑥債務履行の見込み

本分割において当社及び新設会社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題はないと判断しております。

### ⑦新設会社役員（平成19年8月15日現在）

役職	氏名
代表取締役社長	藤田亨
取締役	橋戸繁季
取締役	横須賀亮介
取締役	森貴弘
取締役	根岸秀明
監査役	井田武宣

(3) 分割当事会社の概要

	分割会社	新設会社
(1)商 号	株式会社B B H	株式会社ビジネスバンクコンサルティング (現㈱ジェクシードコンサルティング)
(2)事業内容	グループを統括する管理運営 (純粋持株会社)	システムコンサルティング、ビジネスコンサルティング、J-SOX対応支援コンサルティング、BLB等、現ビジネスバンクコンサルティングが行う一切の事業
(3)設立年月日	昭和39年10月6日	平成19年7月2日
(4)本店所在地	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
(5)代 表 者	代表取締役社長 田原 弘之	代表取締役社長 藤田 亨
(6)資本金の額	507,732千円	80,000千円
(7)発行済株式総数	4,932千株	1,600株
(8)純 資 産	870,062千円	80,000千円
(9)総 資 産	3,025,421千円	690,093千円
(10)決 算 期	12月31日 (中間決算6月30日)	12月31日 (中間決算6月30日)
(11)従業員数	4名	92名
(12)主要取引先	—	㈱菱化システム 日本オラクルインフォメーションシステムズ㈱ ベリングポイント㈱ カルテシス・ジャパン㈱ ㈱電通国際情報サービス 仰星監査法人
(13)大株主及び持株比率 (平成18年12月現在)	大島 一成 35.5% ㈱アーティストハウスホールディングス 5.2% 寺島 順子 2.8%	株式会社B B H 100%
(14)主要取引銀行	りそな銀行 みずほ銀行 他	りそな銀行 みずほ銀行 他
(15) 取引関係	資本関係	新設会社は分割会社の完全子会社になります。
	人的関係	新設会社の従業員はすべて分割会社からの転籍になります。
	取引関係	分割会社が役務の一部を提供します。

2. 商号変更

(1) 内容

当社は平成19年7月2日をもって会社分割を行い、純粋持株会社制へ移行いたしております。それに伴い、主たる事業もコンサルティング事業から、純粋持株会社としてグループ会社を統轄し、管理・運営することとなります。これまで当社は、「B B C」という呼称で親しまれてまいりました。その呼称を生かしつつ純粋持株会社としての機能を勘案し、この度、B B Cグループの持株会社であることから平成19年7月1日をもちまして株式会社B B Hと商号変更することといたしました。

(2) 新商号 株式会社B B H(ビービーエイチ) (英文名 BBH CO.,LTD.)

(3) 変更日 平成19年7月1日

### 3. 子会社株式の異動

#### (1) 株式会社ソフトハウス株式の譲渡

当社は連結子会社株式会社ソフトハウスの株式を譲渡し、連結子会社の範囲から除外しております。

##### ①目的

当社グループは、コンサルティング事業（会計・人事を中心としたビジネスコンサルティング、経営管理、株式公開、M&A、事業再生に関する総合フィナンシャルアドバイザー業務等）、及び施設運営事業を展開しております。

㈱ソフトハウスは、音楽スタジオ、フォトスタジオ、ホテル、ハウスウェディング施設及びレストランの経営を行っております。

当社は平成16年10月に業容及び事業拡大を目的として、同社を子会社化し、フィナンシャルアドバイザー、監査役及びコンサルタントの派遣を通じて立上段階から成長段階へのコンサルティングを約二年半行ってまいりました。

しかしながら同社の当社グループへの収益貢献度はいまだ低い状態にあります。こうした中、より強力かつ迅速な意思決定の下で経営判断を行うため、同社代表取締役社長 吉澤 稔夫氏より同社株式買取の申し出がございました。

当社といたしましては、昨今の当社グループの経営環境を鑑み、当社グループの最も得意とするコンサルティング事業分野に経営資源を集中し、経営効率化を図ることが最重要課題であると判断いたしております。今後のコンサルティング支援の有効性及び長期的視点に基づく経済合理性等を慎重に検討し、双方の合意に達したことで、今般の条件にて㈱ソフトハウスの株式譲渡を決議いたしました。

今後、当社はコンサルティング事業を更に発展させるため、同事業の専門性の向上、ラインアップの拡充などにより、トータルなワンストップサービス体制の整備を目指してまいります。同社との関係につきましては、資本関係は解消されますが、これまでの信頼関係を踏まえ、経済合理性・相乗効果のある取引実現に取り組んでまいります。

##### ②譲渡条件

当社の保有する同社株式30,666株全株を同社代表取締役社長 吉澤稔夫氏へ譲渡いたします。

##### ③譲渡日付

平成19年7月2日 譲渡契約締結

平成19年7月31日 株式譲渡・譲渡代金決済（譲渡日）

##### ④譲渡代金

90,000千円

##### ⑤同社の会社概要

- (1) 商号 株式会社ソフトハウス
- (2) 代表者 代表取締役社長 吉澤 稔夫
- (3) 所在地 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーブ新宿2F
- (4) 設立年月日 昭和58年9月24日
- (5) 主な事業の内容 事業内容
  - ①音楽スタジオ及びフォトスタジオの運営
  - ②ホテルの運営
  - ③ハウスウェディング及びレストランの経営
- (6) 決算期 3月31日（年1回）
- (7) 従業員数 68名
- (8) 資本の額 164,997千円
- (9) 発行済株式総数 40,666株
- (10) 所有割合 30,666株（所有割合 75.4%）

⑥当該譲渡により同社は連結範囲から除外されることとなります。また当該子会社の異動に伴い、個別決算において譲渡代金と簿価の差額である約1.4億円の特別損失が計上されることとなります。

[次へ](#)

4. 新株予約権の発行

当社は平成19年7月19日開催の取締役会において、下記のとおり新株予約権の発行を決議しております。

(1) 新株予約権の発行要項  
新株予約権の内容等

(1) 新株予約権の名称及び数	株式会社B B H第3回新株予約権 320個
(2) 目的となる株式の種類及び数	<p>当社普通株式 1,600,000株（本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「割当株式数」という）は5,000株とする。）</p> <p>但し、下記第(1)号ないし第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>(1)当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>(2)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(3)割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号②ただし書に示される株式分割の場合、その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
(3) 発行価格	<p>1 新株予約権の発行価格 ブラックショールズモデルを用いて算定した結果に基づき、本新株予約権1個の当初の発行価格は79,550円とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、当初253.91円とする。但し、別記「目的となる株式の種類及び数」欄第(1)号ないし第(3)号および別記「行使価額」欄第3項によって調整が行われることがある。</p> <p>3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は会社計算規則第40条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
(4) 割当日	平成19年8月3日
(5) 払込期日	平成19年8月3日
(6) 新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し、またはこれに代えて当社の有する普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する場合における株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）は当初238円とする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>① 本項第(3)号②に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換・交換または行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>② 株式分割により普通株式を発行する場合。 調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。</p> <p>なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとし、株券の交付については別記（注）3の規定を準用する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整を行わない。</p> <p>③ 本項第(3)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当該普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。 調整後の行使価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債のすべてが当初の転換価額で転換され、または当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。</p> <p>(3)</p> <p>① 行使価額調整式中の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号②ただし書の場合は株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号ないし第(4)号により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②ただし書に示される株式分割の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金406,256,000円
新株予約権の行使期間	平成19年8月6日から平成21年8月3日までとする。但し、行使期間の終了日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 行使請求の受付場所 株式会社B B H 管理本部</p> <p>2 行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3 払込取扱場所 株式会社りそな銀行 池袋支店</p>

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>1 本新株予約権の行使は1新株予約権単位（新株予約権1個）で行うものとし、各新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>2 権利者が1個または複数の新株予約権を行使した場合には、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分については割り当てられないものとする。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び行使の条件</p>	<p>1 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併及び株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合には、当該効力発生日以前に残存する本新株予約権の全部を、新株予約権1個につきその払込金額と同額を対価として支払うことにより、取得することができるものとする。</p> <p>2 当社は、取締役会が本新株予約権を取得することを決議した場合は、割当先の承諾を得ることを条件に、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに通知又は、公告をしたうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権1個につきその払込金額と同額を対価として支払うことにより、取得することができるものとする。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
<p>代用払込みにに関する事項</p>	<p>該当事項なし。</p>
<p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「目的となる株式の種類及び数」欄に準じて決定します。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「行使価額」欄で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とします。</p> <p>(5) 新株予約権の権利行使期間 前記「新株予約権の行使期間」欄に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」欄に定める権利行使期間の末日までとします。</p> <p>(6) 新株予約権の譲渡制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄に準じて決定します。</p> <p>(8) 新株予約権の取得事由 前記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定します。</p>

(注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

①本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、必要事項を記入し、記名捺印のうえ、行使請求受付場所に提出するものとする。当該行使にかかる本新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約権証券を添付しなければならない。

②前号の行使請求書の提出とともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式にかかる行使価額の全額を現金にて払込取扱場所として当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

③行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

2 新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に到着し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。

3 新株予約権の行使後第1回目の配当

行使請求により交付された当社の普通株式の配当については、行使請求が1月1日から6月30日までになされたときは1月1日に、7月1日から12月31日になされたときは7月1日に、それぞれ新株の発行がなされたものとみなしてこれを支払うものとする。

4 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。

5 本新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求のあるときに限り新株予約権証券を発行するものとする。

(2) 新株予約権を発行する目的

当社は、平成19年7月2日をもって、純粋持株会社への移行が完了し、また、昨年から本年7月2日にかけて、子会社の整理・統合を行い、「原点帰帰」をキーワードに、コンサルティング事業への経営資源の集中を行っております。この政策により経営判断の迅速化、管理コストの削減、経営資源の効率的な運用などが可能となり、経営基盤の強化・今後の業績向上に資するものと考えております。

このような事業の再構築をより迅速に、かつ確実に達成し、企業価値のさらなる向上の為、当社グループの役員、従業員に対し、新株予約権を発行することを決議いたしました。これにより、当社グループの役員、従業員が業績及び経営に対する参加意識や士を一層高め、当社グループの企業価値の向上を図ることを狙いとしております。割当先は当社グループの企業価値向上に対し、中心的役割を担う役員、従業員を選定し、本人の意思を確認して決定しております。

当該新株予約権は、上記のとおり、企業価値の向上を当社グループの役員、従業員に課するものであり、当社といたしましては、その目的を明確化するため行使価額についてはディスカウントはせず、当社の株式の客観的な価値としては直近の市場価値を参照することとして行使価格を前日の株式会社ジャスダック証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格216円に10%のプレミアムを付加し（1円未満切上げ）、238円といたしました。当社グループといたしましては、業績回復による復配の実現と企業価値の向上を目指し、当社グループの役員、従業員一丸となって鋭意努力していく所存であります。

また、新株予約権の行使に伴い自己資本が充実すること、並びに行使価格は、株価の変動にともなって修正されず、一定の事由により調整される場合を除いては常に一定であり、権利行使による希薄化の割合は発行時に確定します。このようなことから、新株予約権の発行は、既存の株主様への影響を限定的とするものであります。

(3) 日程

平成19年7月19日（木） 取締役会決議

平成19年7月24日（火） 臨時報告書提出（関東財務局）

平成19年7月27日～平成19年8月3日（金） 申込期間

平成19年8月3日（金） 割当日

(4) 割当先の概要

当社代表取締役社長	田原弘之	209個
当社代表取締役副社長	藤田亨	3個
当社取締役	武田大	53個
当社取締役	芦田亮介	10個
当社執行役員	杉原均	2個
当社従業員	江口航	1個
当社従業員	風戸惇	1個
当社子会社取締役	根岸秀明	4個
当社子会社取締役	横須賀亮介	1個
当社子会社執行役員	宮嶋徹	2個
当社子会社執行役員	堀内卓	2個

5. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還

当社は下記のとおり、無担保転換社債型新株予約権付社債を繰上償還しております。

(1) 対象	株式会社ビジネスバンクコンサルティング第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
(2) 繰上償還の方法	残存する無担保転換社債型新株予約権付社債の全額を繰上償還いたします。
(3) 未行使額面総額	金600,000,000円（平成19年7月19日現在）
(4) 繰上償還の理由	当該無担保転換社債型新株予約権付社債に規定された償還条項の行使によるものであります。
(5) 償還期日	平成19年8月1日
(6) 繰上償還金額	額面100円につき100円

6. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の条件変更

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の社債権者の選択による繰上償還期日を、当初平成19年11月13日であったものを平成20年7月26日に変更しております。

7. 第1回新株予約権の一部消滅

(1) 新株予約権の名称	株式会社ビジネスバンクコンサルティング第1回新株予約権
(2) 割当てた新株予約権の総数	480,400個
(3) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数	当社普通株式 480,400株
(4) 消滅の理由	当該第1回新株予約権に規定された権利行使条件に合致せず、失権したためであります。
(5) 新株予約権の割当対象者及びその人数	当社前取締役 1名
(6) 消滅日	平成19年7月2日

前会計年度（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

1. 純粋持株会社制導入に伴う会社分割及び商号変更について

当社は、平成19年2月26日開催の取締役会において、純粋持株会社制導入に伴う会社分割及び商号変更に関して、下記のとおり決議し、平成19年3月28日開催の当社定時株主総会において新設分割計画書が承認されております。

(1) 純粋持株会社制導入に伴う会社分割

①純粋持株会社制導入の目的と基本方針

イ. 経緯

当社は、平成16年12月期より、新会社の設立、積極的なM&A等によるグループ形成を行ってまいりました。その結果、現在は(i) ビジネスコンサルティング事業、(ii) コーポレートコンサルティング事業 (iii) 債権・不動産投資事業、(iv) 施設運営事業という4事業を展開しております。

また、平成18年12月15日には、100%子会社でありました株式会社B. B. インキュベーション（主に株式公開支援コンサルティング事業）と株式会社B. B. インベストメント（主にフィナンシャルアドバイザー事業）を合併させ、株式会社ビジネスバンクパートナーズとし、コーポレートコンサルティング事業をより一層充実したものとすなど、当社グループのビジネスモデルの整理・統合を進めております。

ロ. 持株会社制度の導入

当社は新設会社分割により、ビジネスコンサルティング事業を分社化し、当社の100%子会社（新会社の商号は「株式会社ビジネスバンクコンサルティング」）といたします。これにより、ビジネスコンサルティング事業の経営成績及び経営責任が明確となります。当社は持株会社として、上記4事業を展開する事業子会社群の管理運営に特化いたします。

ハ. 当社の持株会社としての役割と注力分野

当社は持株会社として、当社グループ全体の経営の効率化を図ります。すなわち、各事業セグメントにおける問題点の抽出と解決、当グループの経営資源の最適化及びシナジーの構築を目指してまいります。また、当社グループ全体のリスクマネジメント及びコンプライアンスの一層の強化にも注力する所存です。

当社グループは、ビジネスコンサルティング事業を主力事業と位置づけ、これに注力してまいります。具体的には「プロフェッショナル」としての自覚を持った人材の育成と利益率の向上などを目標として掲げ、収益の獲得に努めてまいります。

J-SOX対応支援コンサルティングが実務指針の公表の遅れにより、昨年の受注が伸び悩んだものの、現在は順調に受注を伸ばしております。しかしながら、システム導入コンサルティングと共に顧客の需要に対し、コンサルタント人員の不足などが顕著化しております。積極的に人材獲得を支援し、当社主導によるM&A等も含め当事業を拡大していく所存であります。

また、コーポレートコンサルティング事業については、平成19年より事業再生案件、フィナンシャルアドバイザー業務の大型案件を獲得するなど、受注は順調であります。当社としては、良質な案件の発掘を支援するとともにリスクマネジメント、投資と回収の効率性管理等を行ってまいります。

ニ. 人材について

人材についてはグループ各社において継続的な教育を実施するとともに、各セグメントごと、それぞれのキャリアパスの構築、キャリア支援等を行い、優秀な人材が集まる会社となること、優秀な人材を適正に評価する基盤を構築することを当社グループの共通理念とし、当社グループ間の人材の交流を促進するなど、愛着のある働きやすい職場の提供を目指してまいります。

ホ. 自己資本について

今後の課題として、当社の連結自己資本比率の拡充があります。平成18年12月期連結貸借対照表上、自己資本比（総資産に占める純資産）は11.5%であります。当社の財務体質の健全化と自己資本の拡充のため、既存株主の利益を損なわぬよう最大限の配慮をしつつ、これを早期に30%以上に引き上げる方針であります。これまで当社はビジネスコンサルティング事業を行う事業会社でありましたが、上記4事業を統括する純粋持株会社となり、それぞれの事業に対する投資家の理解も得やすくなると考えております。

②会社分割の要旨

イ. 分割の日程

分割計画承認取締役会	平成19年2月26日
分割計画承認株主総会	平成19年3月28日（予定）
分割期日（効力発生日）	平成19年7月1日（予定）
分割登記	平成19年7月2日（予定）

ロ. 分割方式

分割方式

当社を承継会社とし、株式会社ビジネスバンクコンサルティングを分割会社として新設し、既存の株式会社ビジネスバンクコンサルティングは商号変更し、株式会社B B Hとなる分社型新設分割（物的分割）です。

当分割方式を採用した理由

持株会社体制への迅速かつ効率的な移行のため、分社型新設分割方式を採用いたしました。

ハ. 株式の割当

本件分割により設立会社の発行する普通株式1,600株はすべて当社に割当てられます。

ニ. 会計処理の概要

企業結合会計上の分類において、本件分割は共通支配下の取引に該当いたします。

ホ. 新設会社が承継する権利義務

当社のビジネスコンサルティング事業の営業に係わる一切の権利義務を承継いたします。債務の承継については、新設会社による免責的債務引受の方法によります。

ヘ. 債務履行の見込み

本分割において当社及び新設会社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題はないと判断しております。

ト. 新設会社に新たに就任する役員

<取締役の氏名>	
代表取締役社長	大島 一成
代表取締役副社長	藤田 亨
取締役	橋戸 繁季
	横須賀 亮介
	森 貴弘
<監査役の氏名>	
監査役	井田 武宣

③分割当時会社の概要

	分割会社 平成19年7月1日予定	新設分割会社 平成19年7月1日予定
(1) 商号	株式会社B B H (現㈱ビジネスバンクコンサルティング)	株式会社ビジネスバンクコンサルティング
(2) 事業内容	グループを統括する管理運営 (純粋持株会社)	システム導入コンサルティング、業務コンサルティング、J-SOX対応支援コンサルティング、B L B等、現ビジネスバンクコンサルティングが行う一切の事業
(3) 設立年月日	昭和39年10月6日	平成19年7月1日 (予定)
(4) 本店所在地	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
(5) 代表者	代表取締役社長 田原 弘之	代表取締役社長 大島 一成
(6) 資本金の額	507,732千円	80,000千円 (予定)
(7) 発行済株式総数	4,932千株	1,600株 (予定)
(8) 純資産	884,433千円 (平成18年12月31日現在)	80,000千円 (予定)
(9) 総資産	4,173,918千円 (概算)	877,940千円 (概算)
(10) 決算期	12月31日 (中間決算6月30日)	12月31日 (中間決算6月30日)
(11) 従業員数	6名	86名
(12) 主要取引先	—	株式会社菱化システム 日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社 ベリングポイント株式会社 カルテシス・ジャパン株式会社 株式会社電通国際情報サービス 仰星監査法人
(13) 大株主及び持株比率 (平成19年6月現在)	大島 一成 34.5% ㈱アーティストハウスホールディングス 2.8% 寺島 順子 2.8%	株式会社B B H 100% (予定)
(14) 主要取引銀行	りそな銀行 みずほ銀行	りそな銀行 (予定) みずほ銀行 (予定)
(15) 当時会社との関係	資本関係	新設会社は分割会社の完全子会社になります。
	人的関係	新設会社の従業員はすべて分割会社からの転籍になります。
	取引関係	分割会社が役務の一部を提供します。

(注) 分割期日は平成19年7月1日を予定しており、引継資産・負債等は平成19年6月30日時点の数値を用いる予定であります。上記数値は平成18年12月31日時点の数値を参考数値として使用しておりますので実際の数値とは異なります。

④分割する事業部門の概要

イ. 事業の内容

コンサルティング事業 (業務コンサルティング・システム導入コンサルティング・J-SOX対応支援コンサルティング・B L Bなど当社が行うコンサルティング事業全般)

ロ. 当該分割予定事業の平成18年12月期における経営成績

(単位: 千円)

	当該事業部門 (A)	提出会社 (B)	比率 ( (A) / (B) × 100 )
売上高	1,338,397	1,338,397	100%
売上総利益	203,602	203,602	100%
営業利益	△281,517	△281,517	100%
経常利益	△330,777	△330,777	100%

## ハ、譲渡資産、負債の項目及び概算金額（平成18年12月31日現在）

（単位：千円）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	741,754	流動負債	786,595
有形固定資産	20,219	固定負債	11,345
無形固定資産	114,989	—	
投資その他資産	977	—	
合計	877,940	合計	797,940

（注）分割期日は平成19年7月1日を予定しており、引継資産・負債等は平成19年6月30日時点の数値を用いる予定であります。上記数値は平成18年12月31日時点の数値を参考数値として使用しておりますので実際の数値とは異なります。

## ⑤分割後の当社の状況

(1)商号	株式会社BBH
(2)事業内容	グループを統括する管理運営（純粋持株会社）
(3)本店所在地	変更なし
(4)代表者	代表取締役社長 田原 弘之
(5)資本金の額	507,732千円
(6)総資産	4,173,918千円（平成18年12月31日現在）
(7)決算期	12月

## 2. 商号変更

## ①新商号

株式会社BBH(ビービーエイチ)（英文名 BBH CO., LTD.）

## ②変更日

平成19年7月1日（予定）

## ③変更の理由

当社は平成19年7月1日をもって会社分割を行い、純粋持株会社制へ移行する予定であります。それに伴い、主たる事業もコンサルティング事業から、純粋持株会社としてグループ会社を統轄し、管理・運営することとなります。これまで当社は、「BBC」という呼称で親しまれてまいりました。その呼称を生かしつつ純粋持株会社としての機能を勘案し、この度、BBCグループの持株会社であることから株式会社BBHと商号変更することといたしました。今後につきましては、新たな商号のもと、更なるグループの企業価値向上とブランドの確立、浸透に努めてまいります。

## 3. 訴訟の和解

株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、有限会社ティー・ピー・ジーより訴訟を提起されておりましたが、平成19年3月16日付で裁判外により和解が成立いたしました。また、当該和解の条件に、株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンが株式会社龍光に対して提起しておりました訴訟の取下げも含まれております。なお、これに伴い当該和解金額を特別損失に計上することといたしました。

## (1) 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

平成17年12月27日付で有限会社ティー・ピー・ジーは、株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンに対し、平成17年6月28日付貸付債権等譲渡契約に基づき、代金支払請求の訴え（以下「本件訴訟1」といいます。）を申し立てておりました。

平成18年3月17日付で株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、株式会社龍光に対し、平成17年6月1日付債権譲受コンサルティング契約に基づき、コンサルティング報酬請求の訴え（以下「本件訴訟2」といいます。）を申し立てておりました。

平成19年3月16日付で裁判外において、株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンと有限会社ティー・ピー・ジーとの間で和解が成立し、当該和解条件に従って、本件訴訟1については、訴えの取下げが完了し、本件訴訟2については、株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンが東京地方裁判所に対し、訴えの取下げの意思表示を行いました（なお、訴えの取下げが認められるためには、相手方の同意が必要になります。従って、株式会社龍光が当該訴えの取下げに同意したときに、本件訴訟2について訴えの取下げが完了します。）。

## (2) 和解の内容

①有限会社ティー・ピー・ジーは、本件訴訟1について、訴えの取下げの意思表示を行い、株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンはこれに同意する。

②株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、有限会社ティー・ピー・ジーに対し、和解金として金1億円を支払う。

③株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、本件訴訟2について、訴えの取下げの意思表示を行う。

## (3) 当該事項の影響

第44期連結会計年度（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）の連結財務諸表におきまして、上記和解金を特別損失として計上いたしません。

## (2) 【その他】

### 重要な訴訟事件

1. チャンスラボ株式会社は過去の当社との営業行為に基づき当社が受領した金員について、支払請求をしてきておりますが、それらの支払債務はいずれも存在しないものであるため、当社は平成18年10月10日付で当社に対し、東京地方裁判所に債務不存在確認請求の訴訟を提起いたしました。

なお、チャンスラボ株式会社は上記の訴訟に対し反訴を提起しており、現在係争中であります。

2. 株式会社チャンスイットは過去の当社との営業行為に基づき当社が受領した金員について、支払請求をしてきておりますが、それらの支払債務はいずれも存在しないものであるため、当社は平成18年10月10日付で当社に対し、東京地方裁判所に債務不存在確認請求の訴訟を提起いたしました。

なお、株式会社チャンスイットは上記の訴訟に対し反訴を提起しており、現在係争中であります。

3. 当社は、平成18年12月28日付で東京地方裁判所において訴訟の提起を受けており、現在係争中であります。（訴状送達日は平成19年2月1日）

当社は、平成18年3月31日、トライアンプ・センチュリー・インベストメント・リミテッドとの間で、当社が保有していた株式会社メディカルネットバンクの株式（以下「本件株式」といいます。）をトライアンプ・センチュリー・インベストメント・リミテッドに譲渡することを内容とする株式譲渡契約（以下「本件譲渡契約」といいます。）を締結しました。

ところが、トライアンプ・センチュリー・インベストメント・リミテッド及び同社を実質的に支配する株式会社ジャパン・ヘルスケア・システムは、本件譲渡契約の締結に際し、当社による十分な情報開示がなされていなかったなどとして、当社他2名（以下「株式会社B B Hら」といいます。）を被告として、本件譲渡契約し又は無効及び当社の説明義務違反等を主張して、本件株式の譲渡代金及び本件譲渡契約の締結に起因する損害について、以下の損害賠償請求の訴訟を提起してきました。

### 主位的請求

- ① 株式会社B B Hは、トライアンプ・センチュリー・インベストメント・リミテッドに対し、2億7,093万円及びこれに対する年6分の割合による金員を支払え（株式譲渡代金分）
- ② 株式会社B B Hらは、トライアンプ・センチュリー・インベストメント・リミテッドに対し、連帯して6,996万円及びこれに対する年6分の割合による金員を支払え（株式譲渡代金分）
- ③ 株式会社B B Hらは、株式会社ジャパン・ヘルスケア・システムに対し、連帯して1億9,042万1,285円及びこれに対する年6分の割合による金員を支払え（その他の損害）
- ④ 訴訟費用は株式会社B B Hらの負担とする

### 予備的請求

- ① 株式会社B B Hらは、トライアンプ・センチュリー・インベストメント・リミテッドに対し、連帯して4億2,086万円及びこれに対する年6分の割合による金員を支払え（株式譲渡代金分）
- ② 株式会社B B Hらは、株式会社ジャパン・ヘルスケア・システムに対し、連帯して、1億9,042万1,825円及びこれに対する年6分の割合による金員を支払え（その他の損害）
- ③ 訴訟費用は株式会社B B Hらの負担とする

なお、予備的請求とは、主位的請求が裁判所に認められない場合を想定して予備的に主張するものですので、主位的請求及び予備的請求の両方が認められることはありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類  
事業年度（第43期）（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）平成19年3月28日関東財務局長に提出
- (2) 臨時報告書  
平成19年1月9日関東財務局長に提出  
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び同条項第19号の規定に基づくものであります。
- (3) 臨時報告書  
平成19年2月7日関東財務局長に提出  
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づくものであります。
- (4) 臨時報告書  
平成19年2月26日関東財務局長に提出  
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づくものであります。
- (5) 臨時報告書  
平成19年3月2日関東財務局長に提出  
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づくものであります。
- (6) 臨時報告書  
平成19年3月23日関東財務局長に提出  
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づくものであります。
- (7) 臨時報告書  
平成19年5月7日関東財務局長に提出  
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号の規定に基づくものであります。
- (8) 臨時報告書  
平成19年7月4日関東財務局長に提出  
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき提出するものであります。
- (9) 臨時報告書  
平成19年7月4日関東財務局長に提出  
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号の規定に基づくものであります。
- (10) 臨時報告書  
平成19年7月24日関東財務局長に提出  
証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づくものであります。
- (11) 臨時報告書  
平成19年8月9日関東財務局長に提出  
証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づくものであります。
- (12) 半期報告書の訂正報告書  
平成19年8月20日関東財務局長に提出  
事業年度（第43期中）（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）の半期報告書に係る訂正報告書であります。
- (13) 有価証券報告書の訂正報告書  
平成19年8月20日関東財務局長に提出  
事業年度（第43期）（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
- (14) 臨時報告書の訂正報告書  
平成19年8月27日関東財務局長に提出  
平成19年3月23日提出の臨時報告書（連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象）に係る訂正報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成18年9月22日

株式会社ビジネスバンクコンサルティング

取締役会 御中

大有ゼネラル監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 岩村 浩秀 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 鴨田 真一郎 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジネスバンクコンサルティングの平成18年1月1日から平成18年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビジネスバンクコンサルティング及び連結子会社の平成18年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成18年4月14日開催の取締役会決議に基づき、平成18年7月1日に株式分割を実施している。
- 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成18年7月10日開催の取締役会において第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議している。
- 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成18年8月25日開催の取締役会において株式会社東京リートとの株式交換契約を合意解除している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

平成19年9月25日

株式会社B B H

取締役会 御中

大有ゼネラル監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 岩村 浩秀 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 鴨田 真一郎 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社B B Hの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社B B H及び連結子会社の平成19年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 追記情報

- （重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は平成19年7月1日付けで新設会社分割を実施し持株会社制へ移行している。
  - （重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は平成19年7月1日付けで株式会社B B Hと商号変更している。
  - （重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は平成19年7月31日をもって連結子会社株式会社ソフトハウスの株式を譲渡している。
  - （重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は平成19年7月2日をもって株式会社中野サンブラザを連結子会社から持分法適用会社へ異動している。
  - （重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は平成19年7月19日開催の取締役会において第3回新株予約権の発行を決議している。
  - （重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は平成19年8月1日付けで第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還を実施している。
  - （重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の条件変更を実施している。
  - （重要な後発事象）に記載されているとおり、平成19年7月2日付けで第1回新株予約権の一部消滅があった。
- 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

平成18年9月22日

株式会社ビジネスバンクコンサルティング

取締役会 御中

大有ゼネラル監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 岩村 浩秀 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 鴨田 真一郎 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジネスバンクコンサルティングの平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第43期事業年度の中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビジネスバンクコンサルティングの平成18年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成18年4月14日開催の取締役会決議に基づき、平成18年7月1日に株式分割を実施している。
- 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成18年7月10日開催の取締役会において第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議している。
- 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成18年8月25日開催の取締役会において株式会社東京リートとの株式交換契約を合意解除している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

平成19年9月25日

株式会社B B H

取締役会 御中

大有ゼネラル監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 岩村 浩秀 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 鴨田 真一郎 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社B B Hの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第44期事業年度の中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社B B Hの平成19年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- （重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は平成19年7月1日付けで新設会社分割を実施し持株会社制へ移行している。
- （重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は平成19年7月1日付けで株式会社B B Hと商号変更している。
- （重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は平成19年7月31日をもって連結子会社株式会社ソフトハウスの株式を譲渡している。
- （重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は平成19年7月19日開催の取締役会において第3回新株予約権の発行を決議している。
- （重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は平成19年8月1日付けで第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還を実施している。
- （重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の条件変更を実施している。
- （重要な後発事象）に記載されているとおり、平成19年7月2日付けで第1回新株予約権の一部消滅があった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。